アオサギの有害駆除に係る問題点に関する報告

2014年11月

北海道アオサギ研究会

はじめに

近年、アオサギの有害駆除数が急増している。環境省がまとめた鳥獣関係統計によると、平成8年度に全国で8羽であった駆除数は、その後、年々増加し、平成22年度には3,412羽を数えるまでになった。しかし、この間、国内のアオサギの生息数が急増したという報告はない。国内のアオサギの生息状況については僅かな知見しか得られていないが、ここ十数年の生息数に限れば、仮に増えたとしても多くて数倍ていどであり、アオサギの生息状況の変化のみで駆除数の増加を説明するのはまず不可能である。

そこで当研究会では、駆除数増加の原因が鳥獣管理行政にあるのではないかと考え、全国の都道府県および市町村に対し、アオサギの管理施策についてのアンケートおよび聞き取り調査を実施してきた。その結果は、制度面を含めた行政上の不備が不要な駆除を助長し、ひいては駆除数増加の主な要因となっている可能性を強く示唆するものであった。

本報告は、こうした状況を踏まえ、鳥獣管理行政の適正化が必要との観点から、行政上の問題点の検証および改善策の提案を行うものである。問題のある自治体には具体的かつ実効性のある対応を早急にとられることを強く要望する。

北海道アオサギ研究会
代表　松長克利

目　次

1．調査の概要
（1）調査の目的 …… 1
（2）調査対象 …… 1
（3）調査期間 …… 1
（4）調査方法 …… 1
（5）表記 …… 2

2．アオサギの置かれている現状
（1）種としての保全上の位置づけ …… 3
（2）国内の生息数と分布状況 …… 3
（3）有害鳥獣としての位置づけ …… 4

3．アオサギ駆除の現状
（1）駆除数 …… 6
（2）捕獲許可 …… 7
（3）被害内容…… 7
（4）アンケート調査の結果 …… 8

4．アオサギの駆除に係る問題と問題解決のための提案
（1）生息状況調査に係る問題 …… 10
（2）防除対策に係る問題 …… 12
（3）駆除対象鳥獣に係る問題 …… 16
（4）駆除数に係る問題 …… 18
（5）被害金額の見積もりに係る問題 …… 19
（6）漁業被害額の算定法に係る問題 …… 20
（7）予察捕獲に係る問題 …… 22
（8）報奨金に係る問題 …… 24
（9）コロニーでの駆除に係る問題 …… 26
（10）繁殖期の駆除に係る問題 …… 27
（11）捕獲実績報告の取り扱いに係る問題 …… 29

5．アオサギの管理指針 …… 32

6．都道府県への提言 …… 34

1. 調査の概要

（1）調査の目的

アオサギの駆除に係る行政上の問題点を明らかにする。

（2）調査対象

47都道府県[注1]および平成22年度にアオサギを駆除する計画のあった市町村（156市町村。表1参照）を調査対象とした。このうちすべての都道府県と、上記市町村のうち都道府県から十分な情報が得られなかった119市町村については直接問い合わせを行った。また、平成22年度の前後の年に駆除の実績が確認された場合等については、上記以外の市町村（7県16市町村[注2]）にも随時問い合わせを行った。さらに、必要に応じて関係する民間団体（漁業協同組合2ヶ所と農業協同組合5ヶ所）にも聞き取りを行った。

（注1）各都道府県の問い合わせ部署は資料1のとおり。ただし、必要な情報が入手できなかった場合は、他の部署や支所等の出先機関にも問い合わせを行った。

（注2）高浜町、越前市、大野市（以上、福井県）、海南市、紀美野町、紀の川市（以上、和歌山県）、西粟倉村（岡山県）、石井町（徳島県）、佐川町、芸西村、日高村（以上、高知県）、吉野ヶ里町、唐津市（以上、佐賀県）、玉名市、和水町、産山村（以上、熊本県）

（3）調査期間

平成24年3月30日より平成26年2月19日まで

（4）調査方法

各都道府県の鳥獣管理担当部署に平成24年3月30日付けで「アオサギの有害鳥獣駆除における許認可業務の適正化と審査の厳格化に関する要望書」を郵送し、下記事項について情報の提供を求めた。

1. 鳥獣保護法によるアオサギを対象とした駆除（市町村委譲分も含む）の内訳が示された資料
2. 鳥獣被害防止特措法によるアオサギを対象とした駆除計画を策定した市町村の鳥獣被害防止計画
3. 2の鳥獣被害防止計画の結果が示された資料

なお、すべての資料は平成22年度実施分とした。無回答の都道府県に対しては二度にわたり書面にて回答への協力を依頼し、それでも連絡のない場合は直接電話にて回答を求めた。また、上記事項に加えてアンケート（資料2）による質問を行った。

市町村についてはアンケート調査は行わず、電話で上記資料の提供を求めるとともに、被害内容と被害ごとの駆除数について聞き取りを行った。また、これ以外に具体的な被害の状況や生息状況調査の有無、許認可制度の運用状況等についての質問を適宜加えた。なお、後者の付加的な質問はすべての市町村に一律に行ったものではないため、それらの回答については問題点抽出のための参考事例とするに留めた。

なお、各都道府県の平成22年度以前の駆除数については、環境省がネット上に公表している「鳥獣関係統計」(注1)を参考にした。

（注1）http://www.sizenken.biodic.go.jp/wildbird/flash/toukei/07toukei.html。なお、同ページは平成26年11月現在、メンテナンス中であり、今後URLが変わる可能性がある。

（5）表記

本報告書では都道府県名はそのまま表記したが、市町村名は都道府県名の後にA市、B市のようにアルファベットで示した。このアルファベットは単一の項目内でのみ市町村名と一対一に対応するものとした。たとえばある項目で札幌市をA市とした場合、同一項目では札幌市は何度出現してもA市であるが、別の項目ではB市と表記される場合もあり得る。なお、アルファベットと市町村名に関連はない。また、町と村については、便宜上、市の表記に統一した。

法律、指針、計画等のうち本報告書で頻出するものについては以下のように略記した。

- 鳥獣保護法　：　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 特措法　：　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
- 指針　：　鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針
- 防止計画　：　鳥獣被害防止計画

2. アオサギの置かれている現状

（1）種としての保全上の位置づけ

アオサギ（*Ardea cinerea*）は旧大陸（アジア・アフリカ・ヨーロッパ）に広く分布し、個体数も多い[注1]。このため、IUCNのレッドリストでは「軽度懸念（LC）」に分類されており、現在、種としての絶滅が心配される状況にはない。また、日本に生息する亜種 *jouyi*（サハリン南部から東南アジアにかけて分布）は、基亜種 *cinerea* に次ぐ分布域と個体数を有すると見られており、亜種としても保全上の差し迫った懸念があるわけではない。しかし、地域レベルで見ると、過去には過度の駆除が一国のアオサギを絶滅寸前にまで追い込んだ事例[注2]もあり、駆除が個体群の存続に重大な脅威となってきたのも事実である。

（注1）全世界の個体数はデータの無い地域が多いため明らかでないが、たとえば、ほとんどの国で詳細なモニタリングが行われている西ヨーロッパ（北西アフリカを含む）では、全域で約31万羽が生息すると見積もられている（出典：Kushlan J.A. 2008. Conserving Herons - A Conservation Action Plan for the Herons of the World -. 93pp.）。

（注2）20世紀初頭のフランスでは、過度の駆除のため、保護区内のコロニー1ヶ所を除き国内のアオサギはほぼ絶滅したとされる（出典：Kushlan J.A. and Hafner H. 2000. Heron Conservation. Academic Press. 496pp.）。

（2）国内の生息数と分布状況

国内のアオサギの生息数についてはほとんど何も分かっていない。ただし、いくつかの地域（7道府県）では都道府県かそれよりも小規模の地域レベルで調査がなされており[注1]、個別にあるていど正確な生息数が見積もられている。当研究会ではそれらの調査報告をもとに、調査されていない地域の生息数を推定し、極めて大雑把な見積もりながら全国のアオサギの生息数を約43,000羽（±20,000羽）と推定した。

一方、生息数の推移についてはさらに乏しい知見しか得られていない。全国的な生息数の変化についてはまったく情報がないが、都道府県レベルでは少数の報告があり、たとえば北海道では1960年から2000年にかけて生息数が約4.5倍になったと推測されている。また、近年の調査に限れば、増加傾向が見られた地域（茨城県、2002-2011年）がある一方、必ずしも顕著な変化が見られない地域（福井県、2005-2012年）もあり、その傾向は一定していない。

また、生息分布については、環境省の自然環境保全基礎調査で繁殖分布調査が過去3回行われており[注2]、以前にくらべ分布域が広がったことが明らかになっている[注3]。しかし、本報告書が問題としているここ十年あまりの期間については生息分布の変遷に関する情報はほとんど無い。

（注1）国内で比較的最近行われたアオサギの生息数調査の事例を以下に示す。
北海道：Matsunaga K. *et al.* 2000. Changing trends in distribution and status of Grey

Heron colonies in Hokkaido, Japan, 1960-1999. Japanese Journal of Ornithology. 49: 9-16. および、北海道アオサギ研究会. 2005. 北海道におけるアオサギの生息状況に関する報告. 142pp. http://www.greyheron.org/report/

長野県：長野県環境保全研究所 「カワウ及びサギ類等魚食性鳥類の県内における生息状況の調査研究」 http://www.pref.nagano.lg.jp/kanken/chosa/kenkyu/yase/kawau.html および、「アオサギの集団営巣地29カ所 環境保全研が初の調査」（信濃毎日新聞 2010年5月12日付） http://www.grey-heron.net/articles/100512-2/

茨城県：Mashiko M. & Toquenaga Y. 2013. Increasing variation in population size and species composition ratio in mixed-species heron colonies in Japan. FORKTAIL. 29 (2013): 71–77.

福井県： 福井県自然保護センター. 2008. 福井県におけるサギ類コロニーの分布と種構成 – 渡り鳥保全調査事業2005, 2006年度 –. Ciconia（福井県自然保護センター研究報告）. 13: 11-19.（2008年以降は日本野鳥の会福井県サギ類調査グループによって同様の調査が継続され、同誌に毎年、報告が掲載されている）

滋賀県：藤岡正博ほか. 2001. サギ類コロニーの分布と種構成 - 茨城県と滋賀県の比較. 日本鳥学会2001年度大会講演要旨.

京都府：佐々木凡子. 2001. 京都府におけるサギ類の集団繁殖地の分布と保護. Strix. 19: 149-160.

大阪府：大阪市立自然史博物館 「大阪府下のサギの集団繁殖地」 http://www.mus-nh.city.osaka.jp/wada/Breed/heroncolony.html

なお、以下の報告では生息数は調査されていないがコロニーの分布状況が示されている。

兵庫県：新田朋子・奥野俊博. 2008. 兵庫県下のカワウ・サギ類のコロニーの現状について. 共生のひろば. 3号. 101-104.

（注2）鳥類の繁殖地の分布が調査されたのは、第2回（1978年）、第4回（1989-1992年）、第6回（1997-2002年）である。

（注3）繁殖地が確認されたメッシュ（20kmメッシュ）の数で比較すると、第2回から第4回にかけては15メッシュから113メッシュへと大幅に増えたものの、第4回から第6回にかけては113メッシュから114メッシュとほとんど変わっていない。

（3）有害鳥獣としての位置づけ

指針では、アオサギは「一般鳥獣」に分類されており、その駆除については、必要に応じて狩猟鳥獣の管理に準じた対策を講じるものとされている。アオサギの駆除についてのこの基本スタンスは現在も変わっていない。しかし、近年、アオサギの駆除に関して制度面でいくつかの重要な変更があり、以前より簡易化された仕組みのもとでアオサギの駆除が行われるようになった。以下にそれら制度面での変更点を列挙する。

【捕獲許可権限の国から都道府県への変更】

平成11年の地方分権一括法の制定に伴い鳥獣保護法の一部が改正（平成12年4月1日施行）され、従来、環境庁長官が担っていた捕獲許可の権限の大部分が都道府県知事のもとへ移された。この結果、アオサギの有害駆除の権限は都道府県知事が担うこととなった。

【捕獲許可権限の都道府県から市町村への委譲】

同じく、平成11年の地方分権一括法の制定に伴い地方自治法が改正（平成12年4月1日施行）され、条例による事務処理の特例で都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村へ委譲することが可能となった。委譲可能な事務には鳥獣捕獲の許認可事務も含まれており、この結果、市町村自らがアオサギの捕獲権限を有し駆除を実施できるようになった。

【有害鳥獣捕獲に係る許可基準の緩和】

国が平成19年1月に告示した鳥獣保護法の指針において「有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定」に一部変更があり、駆除を目的とした捕獲を許可するにあたり「特に慎重に取り扱う」べき対象種からアオサギが除外された。これに伴いアオサギの予察捕獲が可能となった。

【市町村による被害防止計画の策定】

平成19年12月に鳥獣被害防止特別措置法が公布（平成20年2月21日施行）され、市町村が鳥獣被害防止計画を独自に策定し、同計画に沿ってアオサギの駆除が行えるようになった。また、同計画でアオサギの駆除を計画した市町村は、条例による捕獲権限の委譲が行われていない場合は、都道府県に対し同権限の委譲を要望できるようになった。

3. アオサギ駆除の現状

（1）駆除数

環境省発表の「鳥獣関係統計」によると、平成8年度のアオサギの駆除数は全国で8羽であったが、その後、一度も減少に転じることなく増加し、平成22年度は3,412羽（注1）に達している（図1）。この値は全国のアオサギの個体数を43,000羽と見積もった場合、約8%に相当する。

アオサギの駆除数は、割合では鳥類全体（467,864羽、平成22年度）の0.7%を占めるに過ぎないが、種別で見ると11番目に多い。一方、アオサギより駆除数が少ない種では、トビとゴイサギがそれぞれ1,000羽台前半で続き、それ以下の種はすべて1,000羽以下となっている。また、アオサギより駆除数の多い10種はドバトとシロガシラ以外はすべて狩猟鳥である。すなわち、アオサギの駆除数は狩猟鳥に比べると少ないが、普通種の中では際だって多いといえる。

平成8年度から平成22年度までの期間で見ると、アオサギは40都道府県で駆除されており、駆除の総数は19,030羽に達する（図2-(1)、付表1）。中でも山形、岡山、広島各県の駆除数が多く、この3県のみで全体の4割を超えている。とりわけ山形県は、同期間中に全体のほぼ2割に当たる3,673羽を駆除し、単年だけで997羽を駆除した年もあるなど突出した駆除数となっている。一方、東京都を除く関東6県と青森県は、この期間中まったく駆除を行っていない。

平成22年度に限ると、33道府県（注2）で駆除が実施されている（図2-(2)）。この年の駆除数は広島県が542羽（注3）でもっとも多く、これに山形、新潟、和歌山各県が300羽以上でつづき、これら4県だけで全体の半数近くを占めている。このようにアオサギの駆除の実施状況には地域的に大きな偏りが見られる。

また、地理的環境が比較的似ていると考えられる隣合った県で駆除数が極端に異なるケース（山形県と秋田県、岩手県と宮城県、長野県と岐阜県など）が見られるが、これほど大きな駆除数の隔たりは被害の多寡だけで説明できるものではなく、行政の駆除に対する考え方の違いや市民の鳥獣被害に対する許容度の違い等、地域固有の人為的な要因が多分に影響しているものと考えられる。

なお、国が公表している平成22年度分の駆除数（3,412羽）は、今回、各自治体への個別問い合わせで得られた数値（3,375羽（注4）、表1参照）と異なるが、国の公表値は正確性に欠ける（4.(11)参照）ことから、本報告書では今回の調査で確定した数値をもとに分析を行う。

（注1）佐賀県ではアオサギのほかにサギ類として104羽を計上している。このため、この中にアオサギが含まれている場合、全体の数値が最大で104羽増える可能性がある。

（注2）「鳥獣関係統計」では33道府県とされているが、都道府県への問い合わせにより、これら以外に奈良県でも駆除が実施されたことを確認している。

（注3）広島県への問い合わせによれば、542羽のうち市町村からアオサギの種名で報告されたのは263羽で、残りは種が同定できていないことが明らかとなった。この問題については4.(11)で詳述する。

（注4）6市で364羽分の駆除数がサギ類として一括集計されているため、当該数値は0羽から264羽の間で増える可能性がある。

（2）捕獲許可

平成22年度にアオサギの駆除申請が許可されたのは34道府県の156市で、このうち少なくとも121市（78%）[注1]でアオサギ駆除の実績があった（表1）。また、57市（37%）[注2]ではアオサギを対象とする防止計画が策定されていた（表2、資料3）。

捕獲権限の市町村への委譲については、平成22年度の時点ですべての市町村に委譲しているところが西日本を中心に22県、防止計画を策定した市町村に対してのみ委譲しているところが2県（岩手県[注3]と三重県）であった（図3）。一方、これら以外の23都道府県ではアオサギの捕獲権限の委譲は行っておらず、さらにこのうちの6道県では市町村がアオサギを対象とした防止計画を立てた場合でも権限を委譲していなかった。

（注1）アオサギ駆除の実績があった市町村数は、以下の理由により最大で15市増える可能性がある。（1）複数の市町村で駆除数を一括集計しており、市町村ごとの駆除の有無が確認できない場合。（2）個々の市町村で駆除数をサギ類として一括集計しており、アオサギ単独での駆除の有無が確認できない場合。

（注2）このうち山口県の2市と佐賀県の4市はそれぞれ合同で計画を策定していた。したがって、実質的な計画は53件である。また、佐賀県の1市も合同計画を策定していたが、同計画では同市のみがアオサギを駆除の対象としていたため、便宜上、同市単独での計画とみなした。

（注3）今回のアンケート調査には回答時（平成24年度）の状況が反映されているため、平成22年度の状況とは異なる場合がある。岩手県は平成22年度の時点では被害防止計画を立てた市町村に対してのみ権限を委譲していたが、アンケート回答時はいずれの市町村にも権限を委譲していなかった。一方、山形県では平成22年度にはいずれの市町村にも権限を委譲していなかったが、アンケート回答時には計画策定市町村に対してのみ権限を委譲していた。

（3）被害内容

平成22年度のアオサギの駆除理由でもっとも多いのは魚の食害によるもので、これが全体の半数以上を占めていた（図4、付表2）。次いで多いのは稲の踏みつけ被害で、これら2要因で全体の8割以上を占めていた。このほか、コロニー付近での鳴き声、悪臭等の生活環境の悪化を理由とする駆除が4.4%あった。また、理由をひとつに特定できない駆除[注1]が9.6%、理由が不明もしくは不可解な理由に基づく駆除[注2]が3.3%あった。

次に、駆除数の地域分布を被害内容別に見ると、魚の食害を理由とする駆除は北日本で少ない傾向があったが、地域的な分布の偏りはとくに見られなかった（図5-(1)）。一方、稲の踏みつけを理由とする駆除は、水田面積の広い北日本で多い傾向が見られたが、水田面積と駆除数は必ずしも比例しているわけではなく、北海道や宮城県など稲作が盛んな地域でもまったく駆除の行われていないケースもあった（図5-(2)）。生活環境被害については、事例が少ないこともあり地域的な傾向については判断できなかった（図5-(3)）。

（注1）魚の食害、稲の踏みつけ被害、生活環境被害が同一地域で重複して生じた場合、被害内容と個々の駆除が一対一に対応せず、被害内容ごとの駆除数を特定できないことがある。

（注2）たとえば、新潟県A市では野菜の被害があるとしてアオサギを駆除しているが、アオサギには植物を食べる習性はなく、餌となる動物を探すために畑に入るという状況も考えにくい。また、島根県B市のように単に有害だからという理由で駆除を行っている自治体もある。これらはいずれも被害理由として不当である。

（4）アンケート調査の結果

アンケートの設問ごとの結果を図6に、質問内容および都道府県別の回答一覧を付表3に示す。以下に結果を要約する。

【設問1】　捕獲許可権限の市町村への委譲状況

すべての市町村に権限委譲しているところが22県、いずれの市町村にも権限委譲していないところが23都道府県であった。山形県と三重県は、鳥獣被害防止計画を策定した市町村にのみ権限を委譲していた。

【設問2】　生息状況調査の実施状況

アオサギの生息状況を調査していたのは福井県のみであった（注1）。

【設問3】　保護管理のための科学的、具体的な施策

無回答の1県を除きすべて施策なしとの回答であった。

【設問4】　防除策に対する評価のしくみ、および評価基準

評価のしくみや評価基準があると回答したのは7府県で、具体的なしくみとしてチェックシート（茨城県）や調査書（福井県）での点検等を挙げていた。一方、35都道府県は評価のしくみや評価基準をもっていなかった。

【設問5】　駆除申請時の被害額の提示

17府県が申請者に被害額の提示を求めていた。このうち8府県は申請者本人が被害額を査定しており、9県は行政担当者が査定を行っていた。一方、21都道府県は被害額の提示を求めていなかった。

【設問6】　駆除の効果を評価するしくみ

評価のしくみがあると回答したのは長崎県のみであった。同県では、被害場所へのアオサギの飛来数と被害額について駆除の前後で比較調査を実施しているとのことであった。

【設問7】　共生への理念およびビジョン

5道県が人とアオサギの共生のための理念をもっているとの回答であった。しかし、いずれの回答も一般的な鳥獣管理の指針を示したものにすぎず、ヒトとアオサギとの共生に関する具体性のある意見はなかった。これ以外の42都府県は、無回答の1県を除きいずれも理念なしとの回答であった。

（注1）福井県はアンケートでは実施なしとの回答であったが、実際には県の機関である福井県自然保護センターにより詳細な生息状況調査（現地調査は日本野鳥の会福井県支部に委託）が行われていた。このため、同県については実施ありの回答に変更した。また、アンケートでは愛知県も調査を実施しているとの回答であったが、同県の調査はすべての鳥類を対象にした定点観察であり、アオサギの生息状況の解明を目的としたものではないため、集計では実施なしの回答に変更した。なお、過去には、長野県（長野県環境保全研究所）が、2007年から2009年にかけて、全県を対象にアオサギの生息状況調査を行っている（2-(2)の注1参照）。

4. アオサギの駆除に係る問題と問題解決のための提案

(1) 生息状況調査に係る問題

今回の調査で、都道府県はアオサギの生息状況調査をほとんど行っていないことが明らかになった[注1]。この状況は市町村においても同様である。

アオサギはときに数千キロにも及ぶ長距離の渡りを行い、繁殖期においても半径数十キロの行動圏をもつなど、その行動範囲の広さから広域管理が必要な種であることは明らかである（「5. アオサギの管理指針」参照）。このような種を管理するためには都道府県レベルで生息状況を把握しておくことが不可欠であるが、アンケート結果に示されたように、ほとんどの都道府県はまったく調査を行っていないない。アオサギの駆除実績が無いかあってもごく少数の場合は調査の優先順位が低くなるのはやむを得ないが、相当数のアオサギを駆除している都道府県においてすら調査が行われていないのは極めて憂慮すべき事態といえる。

一方、市町村については、当該事項について尋ねた13県20市（うち10県16市は県から権限委譲済み）のうち生息調査を実施していたのは福岡県の1市[注2]のみであった。また、7県8市では状況をまったく把握しておらず、それ以外の市町村も、データをもたず担当者の多分に感覚的な所感に頼っているところがほとんどであった。

指針では、有害駆除は科学的な知見に基づき計画的に実施するようにと定められている。科学的かつ計画的であるためには、何を置いてもまず生息状況の把握が不可欠である。アオサギは大型で人目につきやすい場所で集団繁殖するため、観察が容易で目撃情報も得られやすい。その上、市町村単位で見れば、よほど特殊な環境でない限り、調査すべきコロニーは数ヶ所に過ぎない[注3]。すなわち、アオサギの生息状況は他の鳥獣にくらべはるかに把握しやすいといえる。アオサギを効果的に管理するには、コロニーの位置および規模、継続年数、繁殖成績、営巣環境、餌場環境等の調査が必要となるが、最も重要なのはコロニーの位置と営巣数であり、最低でもこの二要素については常に把握しておくべきである。なお、アオサギ個体群保全の観点からは、被害地域内のコロニーだけではなく、個体の移出入が予想される周辺コロニーを含めた広域コロニー群単位での生息状況の把握が必要とされる。これについては「5. アオサギの管理指針」に詳述する。

生息状況把握の必要性については、上に挙げた指針以外にも、直接、間接に言及している法規定は多い。たとえば、平成23年12月に改正された鳥獣保護法では、第78条の2に「環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査」を行うものとするとの条項が加えられている。先に述べたとおり、アオサギは広域での管理が必要な種であり、このことが国や都道府県が主体的に生息状況調査を行わなければならない主な理由であるのは間違いない。しかし、同規定はそうした特別な事情の有無にかかわらず無条件で調査を義務付けていることに注目すべきである。

また、平成24年3月に一部改正された特措法では、第13条2に「国及び地方公共団体は、（中略）、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする」[注4]との新たな条項が加

えられている。同法は「適正と認められる個体数」の設定基準を定義していないが、どのような基準であれ、算定根拠の中には当該地域の生息状況を必ず考慮する必要がある。とくにアオサギの場合は、その生態的な特性上、環境要素をもとに地域の個体数を推定することが極めて難しい(注5)ことから、実際の生息状況を知ることが不可欠であり、現地で得られた情報をベースにして算定された基準以外はまったく意味をなさないものと考えるべきである。

さらに、鳥獣保護法第9条には「鳥獣の保護に重大な支障があるとき」および「生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき」は駆除を許可してはならないとの規定があるが、生息状況が把握されていない状況では、個体群や生態系に対する駆除の影響を予測することすら不可能である。結果として、生息調査を行っていない自治体は同法の規定に抵触する懸念を排除できない。

以上のように、アオサギの生息実態が把握できていない状況での駆除は法的にも問題が多いが、法の規定がどうであれ、アオサギを科学的に管理するためには、あらゆる局面において生息状況に係る情報が最も重要であることに議論の余地はない。鳥獣管理においては、生息状況の把握なくしていかなる判断も意味をなさないことを徹底して理解すべきである。

(注1) 今回のアンケート調査では設問にモニタリングという語を用いたこともあり、回答は現時点で継続中の調査に限定されていると考えられる。過去に行われた調査としては、長野県で2007年から2009年まで全県を対象として行われた生息状況調査（県の機関である長野県環境保全研究所が実施）の例がある。また、民間の団体等が実施した調査を自治体が生息状況把握の参考にしていた例もある。たとえば、北海道では北海道アオサギ研究会が2000年代前半に全道で調査を行っており、道はその調査報告を参考にしたという。当研究会では、こうした民間の研究機関や大学、個人等による調査が過去15年ほどの間に上記事例を含め少なくとも7道府県（北海道、長野県、茨城県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県）で行われていたことを確認している（2.(2)の注1参照）。自治体は独自調査ができない場合には、このように外部で行われた調査の結果を積極的に活用すべきであり、また、こうした調査結果を常時利用できるように情報収集体制を整えておくべきである。

(注2) 同市では、駆除を申請した漁協に当該河川流域での「害鳥生息調査」を委託しており、その調査対象にアオサギが含まれているという。

(注3) たとえば北海道には約80ヶ所のコロニーがあるが、一市町村あたりのコロニー数は多いところでも3ヶ所ていどである。ただし、都市域のような特殊な環境では狭い区域に多数のコロニーが併存することもある。

(注4) 「適正と認められる個体数」については、「適正」さの主体が具体的に示されていないため解釈には注意が必要である。仮にここでの「適正」さが、当該種の自然生態系における生態学的位置付けを評価する語として使われているのであれば、アオサギの場合はそうした評価基準そのものが意味をなさないことになる。恒常的な捕食者をもたないアオサギの場合、その個体数は主に餌資源量により決定されるため、生態系の許容範囲を超えて個体数が増加することはありえない。すなわち、アオサギの個体数は生態系の要求する「適正」さに必ず収まっているとみなすのが妥当である。この点、シカなどのように、上位捕食者の絶滅などの不可逆的かつ質的な変化が生じた結果、個体数が大幅に増加したケースとは明確に分けて考える必要がある。なお、個体数というのは生物の現況を示す一要素に過ぎず、それだけでは生物の生息状況を表せないことに注意すべきである。本来、生息状況とは、個体数をはじめ分布様式や齢構成等、さまざまな生態的変数の総体として示されるものである。当然、それらの変数の間には相互作用があるため、各要素が外に対してもつ影響の度合いは他の要素の様態に大きく左右される。

たとえば、ふたつの地域に同数のアオサギが生息する場合、分布様式など他の変数が異なれば、それらのアオサギがが地域に与えるインパクトも異なり、必然的に人への被害程度も異なるということである。個体数に適正な水準を求めるという考え方は、平成26年5月に成立した改正鳥獣保護法においてもとくに強調されているものであるが、これは生息の現況を個体数で代表させようとするもので、鳥獣の生態を単純化しすぎた誤った考え方といえる。鳥獣管理において目指すべきは、生息状況を総体として管理下に置くことであり、個体数など個々の要素のみを管理対象とするのは間違いである。

（注5）アオサギは集団繁殖性の生活様式をもつことから、捕食者等の不確定要素により地域の生息数が極端に変動しかねないという特性をもつ。また、営巣場所、餌場とも利用する環境が多用であり、しかも人間の土地利用のもっとも複雑な領域を生息地としていることが多い。これらのことから、少なくとも広域コロニー群以下のレベルにおいては、環境要素をもとにアオサギの生息数を推定することはほとんど不可能といえる。

（2）防除対策に係る問題

指針では、有害鳥獣捕獲は「原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うもの」と規定されている。しかしながら、アンケート結果に示されたように、都道府県においては防除策の十分性を評価するしくみすら無いところが多かった。また、当事案については一部の市町村にも個別に問い合わせたが、十分な防除を行わないまま駆除を実施しているケースが少なくなかった。本項では、魚の食害、稲の踏みつけ被害、コロニー周辺での生活環境被害のそれぞれについて、防除対策の現状を検証し、有効な防除法についての検討を加える。

ｉ． 漁業被害（魚の食害）

アオサギによる魚の食害は養魚場での被害と自然河川での被害に分けられる。このうち養魚場ではネットを張って防除しているケースが多く見られた。ネットによる防除は、アオサギを水面から物理的に遮断するという点で防除手段としてはもっとも確実な方法といえるが、実際は種々の事情からネットで水面を完全に覆うのは難しい場合も多い。そこで、ネットが利用できなかったりネットを張っても限定的な効果しか得られない場合には他の防除法の検討が必要になる。

今回、聞き取りを行った自治体では、防鳥テープ（北海道）や音波（地震波のようなもの）を発生させる装置（長野県A市）などが防除法として試されていた。ただし、防鳥テープには効果が見られず、音波発生装置はゴイサギには効果があるがアオサギへの効果はそれほどでもないとのことであった。なお、今回は防除対策については一部の自治体にしか尋ねていないため、被害のあるところではこれら以外にもさまざまな方法が試されているものと思われる。たとえば、風車やスプリンクラー、案山子などが考えられるが、いずれも最初のうちは忌避効果があるものの時間とともに効き目が薄れるのが普通である。そのため、忌避効果を持続させるためには、複数の方法を組み合わせたり装置の設置場所を変えるなど、アオサギを慣れさせないための工夫が必要となる。

風車やスプリンクラー、あるいはライトなどの装置は、常時作動させておくのではなく、アオサギが飛来したときのみ動作するようにすれば忌避効果を長く保つことができる。たとえば、スプリンクラーではこうした用途に特化したセンサー付きの製品が1体1万円ほどで販売されており、小規模の養魚施設などではかなり有効に活用できるものと思われる。また、アオサギの飛来時のみ対応するという点では犬の放し飼いも一定の効果が期待できる。

なお、養魚場の場合は、飛来するアオサギが必ずしも施設内の魚を狙っているわけではないことに留意すべきである。養魚場からは餌を多く含む水が付近の川に流れ込むため、施設周辺には自ずと魚が集まる。アオサギはこうした魚を狙い、施設内の魚にはそれほど被害を与えていない場合がある。実際、今回の調査でも、和歌山県B市の担当者から、同市の養魚場で同様の現象が見られるとの情報を得た。施設への飛来を減らしたいのであれば、養魚に伴う影響を施設外に拡散させないことがまずは必要である。

一方、自然河川で被害がある場合については、被害発生箇所が広く特定するのが難しい等の理由から、防除対策をとることなく駆除申請が行われることが多い。しかし、広範囲にアオサギが飛来する場合でも、堰や魚道、樋門流路、浅瀬など、他にくらべて餌場になりやすい場所を特定し、それらのポイントを集中的に防御することで相応の被害軽減は可能である。実際、今回聞き取りを行った漁協では、アオサギの採餌場となっている堰に、毎年、防鳥ネット（80 x 20 m）を設置することで一定の防除効果を上げていた。今回の聞き取りでは、自然河川では防除のしようがないとの声を多く聞いたが、可能な防除措置が十分とられていないケースも少なくないものと思われる。駆除申請を審査するにあたっては、防除で対応できる箇所が見過ごされていないか必ず確認し、防除範囲が広いというだけの理由で無条件に防除を免除することは厳に避けるべきである。

ii． 農業被害（稲の踏みつけ被害）

稲の踏みつけ被害は、田植え直後の水田にアオサギが餌（ドジョウ、オタマジャクシなど）を求めて飛来することにより生じる。踏みつけられ泥に埋もれた苗は起き上がらず、結果的にその分だけ収量が減ることになる。ただし、踏みつけられても後で起き上がったり、補植により対応できる場合もあり、被害があっても最終的な収量には影響しないことも多い。一方、「田圃一枚を植え替えるほどひどい時がある（ただし、アオサギを含むサギ類全体での被害）」（福岡県C市）、「農業を辞めてしまおうかという人も出る」（山形県）など、深刻な被害が訴えられるケースもある。このように被害のていどはさまざまであるが、いずれの場合も被害が広範囲に及ぶため防除策がほとんど講じられていないのが実情である。

ところで、一般に水田の被害のていどはアオサギの飛来数にほぼ比例するが、飛来数にもっとも大きく影響するのはコロニーからの距離である。コロニー直近の水田は集中して被害を被ることになり、とくに大規模なコロニーが水田に隣接している場合は被害が大きくなりやすい。このため、稲の踏みつけ被害を大きくしないためには、水田の近くにコロニーをつくらせないことが何より重要となる。たとえば、既存コロニーが水田から離れた場所にあり、人とのトラブルがないような場合は、当該コロニーの徹底した保護に努め、不用意にコロニーを移動

分散させないことを最優先すべきである。一方、すでに水田に隣接した場所にコロニーがある場合は、コロニーの立地そのものが被害の主原因となるため、被害が許容できないほど深刻な場合はコロニーの人為的な移設も検討せざるを得ない。なお、コロニーの移設については本項ⅳで詳述する。

ⅲ. 生活環境被害

生活環境被害は、コロニーと民家が隣接している場合に、主として鳴き声とフンが問題視されるものである。これらの被害に対しては、花火等を使った単純な追い払い（新潟県D市、福井県E市、熊本県F市）のほか、営巣木の枝打ち（富山県G市、同H市、福井県E市）、営巣林の間伐（宮城県）、障害物による営巣妨害（長野県A市）[注1]などの対策が講じられている。

こうした防除法はコロニーが小規模の場合など特定の条件下では成果が得られやすい。しかし、コロニーによっては単一の防除法を少々試すていどでは効果がない場合もある。たとえば新潟県D市では、花火での追い払いを試みたものの巣の位置が高すぎて上手くゆかず、翌年は追い払いを諦めコロニーでの駆除を実施している。コロニーでの駆除の問題点については4.(9)に詳述するが、こうしたケースで安易に駆除を選択するのは拙速というほかない。別の防除法を試したり努力量を増やすことで追い払いを継続すべきであり、それでも効果がない場合は、次に述べるコロニーの移設を検討すべきであろう。

ⅳ. コロニーの移設

アオサギの被害は防除によってかなりの程度まで軽減できるが、さまざまな防除法を試みてもなお被害が許容範囲内に収まらない場合もある。そうした場合の対策のひとつとして、ここではコロニーの移設を取り上げる。なお、以下に紹介する移設事例は既知の報告であり、今回の調査とは直接には関係がない。

コロニーの移設は、コロニーの存在そのものが問題となる生活環境被害への対応でとくに有効である。一方、稲や魚に被害がある場合でも、コロニーの立地が被害の程度に大きく影響する状況では効果的な被害軽減策となり得る。

移設を行う上でもっとも重要なのは、既存コロニーからの追い出しと代替営巣地の整備をセットで行うことである。代替営巣地の用意がないまま既存コロニーから追い出すと、別の場所に問題が移るだけで根本的な問題の解決にはならない。そればかりか、追い出されたアオサギが複数の地域に新たなコロニーをつくり、結果として人との軋轢をさらに高めかねない。また、アオサギの広域コロニー群構造（当該概念については「5. アオサギの管理指針」参照）の安定性を著しく損なう恐れもあり保護上の問題も大きい。このように、コロニーの移設は決して安易な考えで行ってはならないが、周到な準備のもとに慎重に実行すれば根本的な被害軽減策となり得るものである。

追い出しを行う時期は、アオサギがコロニーに飛来したのち産卵活動に入るまでの間に設定する必要がある。これは親鳥がいったん産卵すると少々の撹乱では巣を離れにくくなることも

理由のひとつであるが、それ以前に、倫理面、法律面での問題が大きい（4.(9)参照）。このため、産卵後の追い出しは危急かつ甚大な人的被害がある場合以外は行うべきではない。

追い出しにあたっては人がコロニーに入るだけでもかなりの効果があるが、補助的に種々の小道具が用いられる場合も多い。たとえば、新潟県長岡市のサギ類の混合コロニーでは目玉風船や旗などを利用した撹乱が試みられている(注2)。しかし、こうした静的な防除法だけではやがて慣れられて効果が薄れるのが普通であり、同市の場合もアオサギは1週間後にコロニーに戻り、ゴイサギにはまったく効果が無かったという(注3)。同市では最終的にほとんどのゴイサギをコロニーから追い出すことに成功している（アオサギは少数のため当初から追い出す計画はなかった）が、これは目玉風船などよりも人が執拗にコロニーに入り撹乱し続けたことの効果が大きかったものと考えられる。結局、どのような手法を用いたところで一回で効果を上げるのは難しく、根気よく作業を繰り返すことが必要となる。

コロニーからの追い出しが可能なのはコロニーが小規模な場合に限らない。たとえば、上述の長岡市ではアオサギ500羽とゴイサギ4,000羽、神奈川県横須賀市ではアオサギ百数十羽(注4)をコロニーから追い出すことに成功している。このように、たとえ大規模なコロニーであっても腰を据えてかかれば追い出しは可能である。

追い出しの方法については決定的に有効なものはなく、各コロニーの規模や立地環境に応じて適宜工夫する必要がある。たとえば、横須賀市のケースではラジコンヘリが用いられているが、この方法はコロニーを側面から視認できる場合（山の斜面など）はとくに有効である。なお、ラジコンヘリは最近出回っているマルチコプターで十分に代替可能であり、むしろこのほうが汎用性が高い。マルチコプターはラジコンヘリ類似の機能をもつだけでなく、操縦が容易な上に数万円程度で入手できることから、コロニーを人為的に撹乱する必要がある場合は極めて有用と思われる。

以上のような方法でコロニーからの追い出しは可能であるが、追い出す以上は追い出されたアオサギの受け皿となる代替営巣地を用意しなければならない。代替営巣地は、人とのトラブルが生じる恐れがないことはもちろん、アオサギが安心して営巣できる環境を備えている必要がある。また、既存コロニーの周辺環境とできるだけ類似していることが望ましい。その際、移設先と移設元は必ずしも近くである必要はなく、また新たなコロニーへのアオサギの誘導にとくに大がかりな作業が必要とされるわけでもない。たとえば北海道北見市では、約2キロ離れた樹林にコロニーを誘致しているが、その際に行った作業は、冬の間にもとのコロニーから3巣を取り外し、移設先の樹林に取り付けるというだけの簡単なものであった(注5)。

なお、移設にあたって適当な樹林が無い場合は人工的な営巣施設で代替する方法もある。たとえば、アメリカではオオアオサギ（アオサギの近縁種）を対象に人口営巣木を設置する試みが数多く行われ成果を上げている(注6)。また、国内ではアオサギとよく似た繁殖生態をもつカワウで人工巣台への誘導が成功している(注7)。アオサギの場合は巣台ではなく営巣木型のほうが誘因効果は高いと考えられるが、アメリカではシラサギ類を人工巣台に誘致した例(注8)もあることから、アオサギの場合も巣台への誘致は不可能ではないと思われる。

以上のように、アオサギの被害は根気と工夫次第でかなりの程度まで軽減可能である。駆除

申請を受けるにあたっては、十分な防除策がとられていることを確認するのはもちろんのこと、行政のほうからもさまざまな防除法を提案し、安易に駆除に頼ることなく可能な限り防除で対応するという方針を徹底して理解してもらうことが重要である。

（注1）長野県A市ではテグスを営巣木に張り巡らすことで営巣妨害を試みていたが、テグスはアオサギはもとより鳥獣一般を不用意に殺傷する危険性があるため使用は避けるべきである。なお、テグスの代わりにビニールひも（これもテグスほどではないにしろ危険である）が用いられる場合があるが、これについてはカワウには忌避効果があるがアオサギには効果がないとの報告がある（環境省．2013．特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編 ）. 202pp. 参照）。

（注2）「われら信濃川を愛する「信濃川自由大学」第10回 母なる信濃川 鳥のはなし ～信濃川河畔に集まる鳥たち～」http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/367/jiyudaigaku/kekka/10/10.pdf

（注3）ここでのアオサギとゴイサギの反応の違いは、種の習性の違いよりはむしろ群れの規模（アオサギ：約500羽、ゴイサギ：約4,400羽）の違いに起因している可能性がある。

（注4）「サギ追放へラジコンヘリ」（神奈川新聞 2004年3月21日付） http://www.grey-heron.net/articles/040321-1/ なお、当事例ではアオサギの産卵後も追いだし作業を続けているが、抱卵期以降のコロニーの撹乱は問題が多く行うべきではない（4.(9)および4.(10)参照）。

（注5）北海道アオサギ研究会．2005．北海道におけるアオサギの生息状況に関する報告．142pp. http://www.greyheron.org/report/ なお、当該事例は、もとのコロニー（20巣から30巣ていどの規模）が伐採により消滅したケースであり、追い出しと移設をセットにした本来の意味でのコロニーの移設ではない。

（注6）例1：Newstead, D.J., Blacklock, G.W. and Durham D.P. 2010. A successful artificial nest platform design for Great Blue Herons on small coastal rookery islands in Texas. Bulletin of the Texas Ornithological Society. 43(1-2): 30-33.
例2：ウィスコンシン州の天然資源局により設置された人工営巣木 http://dnr.wi.gov/news/weekly/Article_Lookup.asp?id=1045

（注7）愛知県田原市の自動車工場敷地内および愛知県弥富市の弥富野鳥園にそれぞれ20基設置されている（環境省．2013．特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）. 202pp. http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2f/full.pdf 参照）。

（注8）アメリカのルイジアナ州では、人工的に組み上げられた藤棚様の巣台でユキコサギ（コサギの近縁種）が大規模なコロニーをつくっている。

（3）駆除対象鳥獣に係る問題

駆除対象鳥獣は、本来、種ごとに被害が見積もられ、種ごとに駆除計画が立てられ、種ごとに駆除実績が報告されるべきものである。ところが、一連の駆除業務を通じて、アオサギと他種との区分が曖昧にされている状況が至るところで見られた。ここではとくに駆除数と被害金額について、アオサギと他種との混在状況を検証する。

まず、各市町村が記録している駆除数については、3県6市で他種との一括集計が確認された（表1）。このうち5市はいずれもアオサギを「サギ類」としてまとめており、他の1市は「サギ類」の他にカワウを加えていた。一方、「サギ類」とされたデータについて、はこれらの報告をとりまとめる県によって扱いが異なっており、たとえば佐賀県の場合は市町村からの報告

同様に「サギ類」の区分を用いて国に報告していたが、広島県の場合は「サギ類」の内訳を個々の種名に置き換えて報告していた。後者は明らかな虚偽報告であり、4.(11)であらためて問題点の検証を行う。

次に、被害金額については、情報の得られた41市(注1)のうち9市が他種と一括して集計を行っていた。合算の対象は「サギ類」が5市でもっとも多く、他にカワウが1市、カワウおよびダイサギ、コサギが1市、カワウと他の水鳥が2市であった。

一方、防止計画について見ると、アオサギを対象として含む計画が53市で策定（複数市町村が合同で計画している場合は1市とみなす。以下同様）されていたが、冒頭の対象鳥獣名の欄に「アオサギ」と種名を明記していたのは30市に過ぎず、他の22市は「サギ類」もしくは単に「サギ」とのみ記し種名を特定していなかった（表2、資料3）。また、佐賀県A市の場合は「ドバト等鳥類」と記載しており、これにアオサギが含まれるとの解釈であった。

防止計画中の計画駆除数についても同じような状況で、記載のあった43市のうちほぼ半数にあたる21市が他種との合算で駆除数を見積もっていた。合算の対象として最も多かったのは「他のサギ類」で、これが14市と全体の3分の2を占めていた。また、他の6市は、サギ類、カワウ、カラス、ドバト、キジバト、ヒヨドリのうちの1種もしくは複数種と合わせて集計を行っていた。なお、前述の佐賀県A市は、計画駆除数についても「ドバト等鳥類」で一括していた。同市のやり方は手続の簡略化のみを目的に制度を利用したものとみなさざるを得ず、鳥獣保護の観点からも極めて問題のある行為といえる。

次に、防止計画に記載された被害金額については、被害額を算出している37市のうち約3分の2にあたる25市で他種との一括集計が確認された。合算の対象はサギ類が10市、カワウが5市などであった。カワウについてはこれ以外の7市でもサギ類等との一括集計が見られた。このように集計における他種との混在は駆除業務のあらゆる段階で確認され、混在の対象となる種も一様でないことが明らかになった。

自然河川や水田で複数種が混在する場合、種ごとの被害金額の見積もりが正確に行えないのはあるていどやむを得ない。しかし、被害状況の調査を実施していれば大雑把な見積りていどはできるはずである。たとえば自然河川で魚の食害がある場合、被害量を魚の減少分から推測することは現実的には不可能で、普通は鳥が捕食した量から推測することになる。そのためには飛来する鳥の種類や飛来数等を確認しなければならないが、そうした調査が行われていれば被害内容は自ずと種ごとに算出されるはずである。すなわち、種ごとの被害量を出せないのは必要最小限の調査すら行っていないことの証といえる。

アオサギを含むサギ類は外見こそ似ているものの、食性をはじめ分布域、渡りの習性など行動や生態は種によってまちまちであり、結果として被害の対象やその程度は種ごとに大きく異なる。そうした種を駆除対象として十把一絡げに扱うことは科学的な鳥獣管理とはおよそかけ離れたものと言わざるを得ない。とくにカワウについては単に魚食性の鳥類としてアオサギと同じ餌場を利用しているに過ぎず、アオサギと他のサギ類以上にあらゆる面で違いは大きい。また、カワウは特定鳥獣に指定可能な種であり、指定されている場合は駆除の制度面における扱いが一般種であるアオサギとはまったく異なる。そのような種とアオサギを同等に扱えば、

単純なミスでアオサギに不当な捕獲圧がかかりかねない。実際、近年、カワウの駆除数とアオサギの駆除数は同調して増えており、カワウとアオサギを被害原因として同一視してきたことが、アオサギの不用な駆除を助長する主要因のひとつとなっている可能性は否定できない。

科学的に鳥獣を管理するためには種の厳密な区分は不可欠であり、区分を蔑ろにして駆除を行えば必ず特定の種の捕獲圧を不必要に高めることになる。アオサギの駆除においてはそうした弊害が生じている可能性が高い。駆除業務のすべての段階において種を明確に区分し、異なる種を一括して扱うことのないよう関係者への周知徹底に努めるべきである。

（注1）被害金額については、駆除申請時にそもそも算定を求めていない自治体が多い（4.(5)参照）こと、および、当事項についての聞き取り対象を任意の一部市町村に限ったことなどから、情報の得られた市町村は全体のごく一部に留まる。なお、当該事項においては、漁協が河川流域の複数の市町村に一括して駆除申請を行っている場合は1市の事例としてまとめた。

（4）駆除数に係る問題

今回の調査では、駆除数が適切に設定されていない事例が多くの自治体で確認された。駆除を行うにあたっては、被害状況とアオサギの生息状況を把握するとともに、駆除を行った場合の被害軽減効果およびアオサギへの影響を評価し、その上で科学的に妥当な駆除数を定めることが不可欠である。しかし、多くの自治体ではこうした調査は満足にできておらず、駆除数を設定する正当な科学的根拠がないまま駆除が実施されていた。

アオサギの生息状況調査については4.(1)で述べたとおりで、ほとんどの自治体で実施されていない。一方、被害状況調査については今回とくに調べていないが、被害金額が見積もられていない場合が多い（4.(5)参照）ことからみて、被害状況についても調べていない自治体が少なくないものと考えられる。

また、被害額が見積もられた場合であっても、その被害を軽減するのに必要とされる駆除数が適切に評価されていない場合もある。たとえば岩手県A市では、防止計画で稲の踏み倒しによる被害額を37,500円と見積もった上で、これを半減（18,800円）するために3年間で150羽の駆除を計画していた。わずか2万円弱の被害軽減のために毎年50羽ものアオサギを駆除することは、効率の面からも愚策としか言いようがないが、何よりも動物倫理の観点から到底受け入れられないものである。これに類するケースとしては、たとえば漁業被害5万円に対し21羽を駆除した例（長野県B市）、農業被害3万円（注1）に対し21羽を駆除した例（大分県C市）などが挙げられる。

なお、被害金額どころか被害の内容そのものを把握していない自治体もある。たとえば島根県D市では申請書に駆除の理由を書くことを求めておらず、単に有害だからという理由で駆除を許可していた。同市ではこのように駆除の妥当性をチェックする機能がまったく働いていないにもかかわらず、平成22年度は89羽ものアオサギを駆除しており、著しく杜撰な鳥獣管理と言わざるを得ない。

さらに問題なのは、駆除を許可する段階で駆除数を定めていない自治体があることである。

たとえば、新潟県E市、和歌山県F市、岡山県G市では、ハンターが必要以上の羽数を駆除することはない等の判断から、駆除数の設定は現場でのハンターにすべて任せている。また、熊本県H市のように、一人当たりの駆除数の上限のみ設定し全体の許可数を予め定めていないケースもある。この場合、駆除に参加するハンターの数が増えればそれに比例して駆除数の上限が上がるため、実質的に駆除数を制限していないのと同じである。

駆除数を巡っては、ここに挙げた問題の他にも他種との一括集計（4.(3)参照）や実績報告時の数値の不一致（4.(11)参照）など懸念すべき問題がとりわけ多い。こうした問題が不用な駆除を助長する一因になっているのは疑いのないところである。

指針では、許可時の駆除数を「被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数」と定めている。「必要最小限の数」は全国一律に基準を設定できるものではないが、地域における個々の事案については、被害状況や生息数など地域固有の状況をもとに具体的な数値を設定することが十分可能である。アオサギの管理を適正に行うためには、正当な科学的根拠に基づいた駆除数の設定が不可欠であり、駆除数の算出根拠が得られないのであれば駆除は行うべきではない。また、算出根拠があってもそれを駆除数に適切に反映できなかったり、そもそも駆除数の設定すら怠っているような自治体は鳥獣管理の能力がないのは明らかであり、そうした問題のある自治体には駆除業務を任せるべきではない。

（注1）当該被害金額はサギ類の合算値として出されているため、アオサギのみに限るとさらに少額になる可能性がある。

（5）被害金額の見積もりに係る問題

被害金額は、被害の状況を客観的に把握する上で最良ではないにしろ現状ではもっとも有益な情報となるものである。しかし、都道府県、市町村のいずれにおいても被害金額を十分に見積もっていないところが多く、駆除の正当性が客観的に示されないまま駆除が実施されているのが実情である。

アンケート調査によると、市町村に捕獲権限を委譲していない25都道府県において、被害金額の提示を求めていたのは7県のみで、他の15都道府県は提示を求めていなかった（他3県は無回答など。付表2）。また、権限委譲済みで駆除実績のあった任意の34市（防止計画を策定している市町村は除く）について同様の質問を行ったところ、17市が被害金額の把握ができていなかった。さらに防止計画を策定している54市については、15市で被害金額が算出されていなかった。このように、都道府県、市町村とも多くの自治体が被害の程度を量的に見積もることなく駆除を行っている実態が明らかとなった。

駆除申請を受理する際に被害金額の提示を求めないのは、駆除の妥当性を客観的に評価する手段を行政自らが放棄しているのと同じである。稲の踏みつけや魚の食害については定量化が難しいのは理解できるが、被害の実体がある以上、推定すらできないということはあり得ない。被害金額は必ず提示するよう求めるべきであり、金額を算出していない申請は受理すべき

ではない。

また、被害額は提示されるだけでなく被害の実態が正しく反映されている必要があるが、駆除申請の受理にあたって被害額の正当性を確認する作業は必ずしも行われていなかった。今回の調査では、被害額の提示を求めていた17府県のうち行政担当者が被害額を直接査定していたケースは9県に留まり、それ以外の8府県は申請者の自己申告をそのまま受け入れていた。また、市町村については、自己申告で被害額が提示されている場合に、算定の根拠が曖昧であったり算出法に間違いがあるなどの不適切な事例が多数確認された。

なお、被害額の不適切な申告は自然河川での漁業被害においてとくに顕著である。漁業被害では被害額を記載していない申請が多いだけでなく、額が提示されている場合でも、500万、1,000万といったどんぶり勘定としか思われない数値が少なくなかった。また、今回は2漁協から申請内容の具体的な内訳についての情報を得たが、これら漁協の被害額の算定方法にはいくつかの致命的な問題が確認された（注1）。つまり、被害額に細かな数値が示されている場合でも、その数値が必ずしも適正な科学的根拠にもとづいて算出されているとは限らないということである。

こうした例を挙げるまでもなく、とくに小規模な団体や個人の場合は、鳥獣の生態に関する知見や算術のスキルを必ずしも備えているわけではなく、被害額を適切に算定できない場合が少なくないと考えられる。この点に関しては今後も大幅な改善は期待できないことから、行政のほうで具体的な審査基準を設定し、申請内容の不備を見落とさないよう責任をもって厳格な審査を行うか、そうでなければ最初から行政主体で被害の見積もりを行うなど、正確な被害額が算出されるよう審査ないし査定の制度を見直すべきである。

（注1）たとえば、河川で採捕される魚介類の平均魚価を求める場合、本来であれば各魚介類のバイオマス比を考慮し加重平均を用いるべきであるが、バイオマス比を無視して単純平均で計算するなど、初歩的な算術上の間違いが見られた。

（6）漁業被害額の算定法に係る問題

魚食性の鳥による水産被害の算定法についてはカワウのものが比較的よく知られている。たとえば、平成25年度の水産庁が各都道府県に宛てた通知（注1）では、被害額の算定式が次のように示されている。

カワウの飛来数 × 1羽あたり1日の捕食量（500g） × 捕食される魚種別重量比 × 魚種別単価

この式はアオサギがカワウ同様に魚食性であることから、アオサギの被害額を求める際にも用いられることがある。しかし、これは単純な式であるがゆえに正確さに欠け、アオサギに安易に流用されると実際の被害額との間に大幅な誤差を生じかねない。ここでは当式をアオサギに適用する場合の注意点について記す。なお、一部の項目はカワウにも該当する。

- 1羽あたり1日の捕食量はカワウとアオサギでは当然異なる。この値は申請者によってまちまちで、たとえば長野県A市では200g、鳥取県B市では450g、また今回問い合わせたある漁協では500～600gと見積もっていた。これまでのところアオサギの捕食量を厳密に調べた研究はないが、当研究会では成鳥1羽が1日に必要とする餌量を268gと見積もっている（注2）。ただし、育雛期（約2ヶ月）はこれにヒナへの給餌量が加算されるため、ヒナの餌要求量のピーク時には成鳥の捕食量は倍増することが予想される。もっとも、育雛初期や巣立ち間近の時期には、親鳥はごく僅かな餌しか与えないため、育雛期を通して給餌量が多いわけではない。このように、アオサギの捕食量は時期によって大きく変化することから、繁殖期を含む長期にわたる捕食量を計算する場合は、時期を区切った上でそれぞれの時期に見合った捕食量を当てはめる必要がある。
- アオサギはカワウと異なり自然河川の魚だけを捕食しているわけではない。その餌場は水田や湿地、海岸などあらゆる水域に及び、魚をはじめとする多様な水生生物を獲るほか、陸域に生息する昆虫、鳥類、小型ほ乳類等を捕食することも稀ではない。また、利用する餌場は常に決まっているわけではなく、季節、時間帯、気象条件等によって変わるのが普通である。このため、一時期のみの目撃情報をもとに常に同じ河川に留まっていると考えるべきではない。
- アオサギはカワウ同様、商用価値のある魚種のみを捕食しているわけではない。たとえば、駆除申請の多いアユの場合、稚アユの放流直後や天然アユの遡上時には集中的にアユを捕食することもあり得るが、基本的にアユは多くの餌種のうちの一種に過ぎない。とくにアオサギの場合は遊泳魚だけでなく動きの少ないハゼなどの底生魚を狙うことも多い。したがって、すべての捕食を経済的被害に直結させて考えるのは間違いである。
- アオサギが捕食しない場合でもさまざまな要因で魚の個体数は減少する。必然的にアオサギの捕食量にはこの減少分が常に一定量含まれることになる。したがって、アオサギが有用魚を捕食している場合でも、その一部はアオサギの捕食以外を原因とする減少分とみなすべきであり、すべてをアオサギによる被害として見積もるのは不当である。
- アオサギの採餌は天候や河川の状況に大きく影響され、条件が悪くまったく餌が獲れない日も多い。たとえば前述の漁協ではアオサギの飛来日数を365日として計算していたが、現実にはそうしたことは起こり得ない。

被害額に駆除の正当な根拠を求めるのであれば、こうした細かな点に配慮した計算は不可欠であり、以上の点が考慮されていない場合は、被害額が相当に過大評価されているとみなすべきである。上記事項を考慮した場合と考慮しなかった場合とでは、その結果に数十倍の差が生じたとしても不思議ではない。申請書類に被害額の算定式が用いられているからといって無条件に認めるのではなく、実際の被害状況に近づけるための計算上の配慮が十分かどうかについて入念な審査が必要である。

（注1）平成25年5月14日付けで、水産庁から各都道府県に宛てて通知された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成におけるカワ

ウによる漁業被害金額の算定方法について」。

（注2）アオサギに近縁な種の体重と捕食量の相関式に、アオサギ成鳥の体重（1.5kg）を当てはめて計算した。計算式は以下の文献に示されたものを用いた。Kushlan, J. A. 1978. Feeding ecology of wading birds. pp.249-296 in Wading birds (A. Sprunt, Jr., J. C. Ogden, and S. Winckler, Eds.). National Audubon Society, New York.

（7）予察捕獲に係る問題

駆除を行うためには事前に生息状況を把握しておくことが不可欠であるが、予察捕獲においては状況把握になお一層の入念さが求められる。しかし、既に何度も指摘したとおり、都道府県、市町村を問わず、アオサギに関しては生息状況調査がほとんど行われていない（4.(1)参照）。こうした状況にもかかわらず予察捕獲が許可されているのは、アオサギの保護上、極めて憂慮すべき事態といえる。また、防止計画での予察捕獲の位置付けについても十分に理解されているとは言えず、不要な駆除が行われる余地を多分に残している。なお、本項では、予察捕獲と区別するため、予察を伴わない駆除については対処捕獲の語を用いる。

予察捕獲については、指針で「被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲」と定義されており、狩猟鳥獣をはじめとした一部の鳥獣（注1）が予察捕獲可能な鳥獣として指定されている。アオサギは平成19年度告示の指針からこの一部鳥獣のリストに加えられ、国としてはアオサギの予察捕獲を認めることとなった。

もっとも、国の示した指針とは別に、都道府県は現行の第11次鳥獣保護事業計画においてそれぞれ異なった判断を示している（付表4）。具体的には、8県がアオサギの予察捕獲を許可するとの立場を文中に明示しており、逆に、18都県（注2）は許可しないとの立場を明らかにしている。それ以外の道府県については同計画に予察捕獲の可否を判断できる文言は確認できなかった。ただし、可否不明の自治体のうち12道府県は予察表にアオサギを含めていることから、これら自治体についてはアオサギの予察捕獲を認めている公算が大きいと思われる（注3）。

ところで、予察捕獲を行うにあたっては予察表が必要となるが、指針では、予察表は過去5年間の鳥獣の生息状況の調査結果に基づいて作成するようにとの基準が示されている。これに対して、都道府県の鳥獣保護事業計画では、18府県がこれとほぼ同様の基準（2県は5年間を3年間に変更）を設けているが、その他ほとんどの自治体は調査についての言及すらないのが実情である。なお、指針同様の基準を示している18府県についても、実際に生息状況調査を行っているのは福井県のみである（ただし、アオサギの予察捕獲を認めていない等の理由で必ずしも生息状況調査が必要でないところもある）。

一方、予察捕獲を許可していない18都県については、市町村の予察についての認知度を高め、予察捕獲が許可されていないことを周知徹底することが求められる。とりわけ、市町村が防止計画を策定している場合には、計画での駆除が予察捕獲として実施されることのないよう十分に注意する必要がある。市町村は予察について必ずしも十分に理解しているとはいえず、担当者によっては予察という単語すら知らない場合がある。都道府県はこうした市町村の実態を十分に認識しておくべきである。

平成24年10月に総務省が公表した「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果報告書」では、防止計画とその運用を巡る問題点が多数指摘されている。そこで挙げられた問題の多くはアオサギについても同様に当てはまるものである。ただし、同報告書は予察捕獲の問題についてはとくに取り上げていない。これは特措法が予察捕獲の概念を取り入れてないためであるが、このことは防止計画での駆除が予察捕獲と無関係であることを必ずしも意味しない。たとえば、環境省から都道府県に宛てられた鳥獣保護法の運用に係る通知(注4)には、防止計画で駆除数を設定するにあたって、対象鳥獣が都道府県の特定鳥獣保護管理計画の対象となっていない場合は、指針に示された予察による有害鳥獣捕獲の考え方等を参考にするようにとの指示がある。これを見ても防止計画が想定している捕獲様式が基本的に予察捕獲もしくはそれに類似したものであることは明らかである。にもかかわらず、特措法に捕獲様式の規定が無く、鳥獣保護法と特措法の間で予察捕獲についての考え方が共有できていないことは、鳥獣保護事業計画と防止計画の整合性を保つ上で無視できない懸念材料といえる。

とりわけ問題なのは、防止計画の記載様式が予察捕獲での駆除を前提にしているかのような体裁になっていることである。とくに捕獲計画数や被害軽減目標が実数で記される場合は、これを予察捕獲でないとみなすことのほうが難しい。たとえば、予察を許可していない18都県のうち、管内の市町村が防止計画を立てているところは5県（愛知県、三重県、奈良県、山口県、長崎県）であったが、このうち三重県以外の4県は、市町村の防止計画において捕獲計画数をいずれも実数で記入(注5)しており、さらに愛知県の1市と山口県の3市は、被害金額等の軽減目標も同様に実数で示していた。この件について各県の担当者に尋ねたところ、当該表記は防止計画の様式に従ったもので、数値は過去の実績等から推定される見積もりを示したものに過ぎず、防止計画におけるアオサギの駆除はあくまで対処捕獲であるとの説明であった。また、市町村の見解も県とほぼ同様であった(注6)。しかし、常識的な感覚からすれば、これは不用かつ不合理な表記とみなされても仕方のないものである。

ところで、アオサギに関する防止計画を策定している市町村は全国に54市あるが、このうち12市の計画ではアオサギの捕獲計画数は空欄かもしくはバー記号で記されている（表2）。指針では、予察捕獲を行う場合は捕獲数の上限を設定するように求めていることから、捕獲数の表記の無いこれらの市町村は予察捕獲を想定していない（すなわち対処捕獲または防除）とみなすのが妥当である。この他、「必要数」と記載している長野県B市や、捕獲は「必要と判断される場合に限る」との条件を加えている新潟県C市（資料4）は、いずれも対処捕獲とみなせる。対処捕獲（または防除）を行う場合はこうした表記が妥当であり、様式に捕獲計画数の記載箇所があるからという理由で無理に実数を記入する必要はない。なお、これについては、防止計画の作成に係る留意事項を記した農林水産省の通知(注7)にも、必ずしもすべての事項を記入する必要はないとの指示がある。

今回の調査では、都道府県、市町村にかかわらず、予察捕獲に関する規定を十分に理解していない担当者や、予察捕獲と対処捕獲の区別ができていない担当者が少なくなかった。また、都道府県によっては、鳥獣管理を担当する部署と農林水産被害を担当する部署の間で情報の共有がほとんどできておらず、防止計画で行われる駆除を管轄外とみなし実施状況を把握してい

なかったり、そもそも特措法の内容を十分に理解していない担当者も珍しくなかった。特措法における予察捕獲の扱いが判然としない中にあって、このような自治体が予察捕獲の制度を正しく運用できているとはとても思われない。

予察捕獲は不用意に行うと鳥獣の生息状況に多大な悪影響を及ぼしかねない特殊な捕獲様式である。予察捕獲を行うにあたっては、鳥獣の生息状況を的確に把握しなければならないのはもちろんであるが、同時に予察捕獲の制度についての徹底的な理解が欠かせない。とりわけ防止計画にもとづく駆除においては捕獲様式が錯誤されやすい状況にあるため、誤った制度運用がないよう特別の注意を払うべきである。

（注1）第11次指針では以下の鳥獣が該当する。狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）。

（注2）18都県のうち7県はアオサギの予察捕獲を許可しないとする一方、鳥獣保護事業計画の許可基準の設定においては「特に慎重に取り扱う」べき対象鳥獣からアオサギを除外している。

（注3）予察表は防除のために活用されることもあり必ずしも予察捕獲のみを目的に作成されるものではない。たとえば、宮城県と埼玉県は予察表にアオサギを含めているがアオサギの予察捕獲は許可していない。したがって、12道府県の中には予察表に種名を挙げてはいるが予察捕獲を許可しないとの立場をとっている自治体が含まれる可能性がある。

（注4）環境省自然環境局野生生物課長から各都道府県鳥獣行政担当部（局）長に宛てられた通知「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について」（平成20年2月21日付け）において、「特定鳥獣保護管理計画又はそれに相当する計画等がない場合においては、農林水産業等に係る被害の実態を踏まえ、例えば鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成19年環境省告示第3号）の「Ⅱ鳥獣保護事業計画の作成に関する事項」の「第四　鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項」に示す被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲の考え方等を参考に適切に判断されたい。」との記載がある。

（注5）防止計画には駆除ではなく防除を目的としたものも含められてれる。このため、アオサギに関する計画を防除に限定している奈良県D市では計画駆除数についての記載はない。

（注6）市町村への質問は愛知県の1市と山口県の3市のみに行った。

（注7）農林水産省生産局長通知「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け、平成24年6月29日一部改正）において、「別記様式第1号の3から8までに係る事項については、必ずしもすべての事項を記入する必要はなく、被害防止計画を作成する市町村（以下「当該市町村」という。）が取り組む事項のみを記入すればよいものとする。」と記されている。なお、別記様式第1号とは防止計画の雛形であり、同号の3に捕獲計画数の記載欄がある。

（8）報奨金に係る問題

アオサギの駆除にあたり市町村では猟友会に報奨金（もしくは奨励金）を支払う場合がある。また、市町村とは別に漁協が支払う場合も多い。いずれの場合も報奨金に相場はなく、今回の調査では少ないところで1羽あたり200円（北海道A市）、多いところで5,000円（和歌山県B市、同C市、鳥取県D市）と金額はまちまちであった。こうした報奨金制度はハンターの意

欲を高める効果はあるが、ハンターのモラルが低い場合には鳥獣管理の障害となりかねない。

報奨金は捕殺したアオサギのくちばしと引き換えに受け取るしくみになっているところが多い。これはハンターに悪意があれば容易にごまかすことのできる制度である。和歌山県B市によると、たとえばカワウの場合、くちばしの提供を求める自治体と脚の提供を求める自治体が別にあることを利用し、1羽のカワウで2羽分の報奨金を受け取るケースがあったという。カワウでこうした不正がある以上、アオサギで同様の不正があっても不思議ではない。

このように現物と引き換えに報奨金を受け取る制度については他にも問題が多い。たとえば、熊本県E市によると、銃で撃ったアオサギが川に落ちて回収できない場合は、くちばしなどの証拠が得られず漁協からの報奨金がもらえないため、ハンターが実績として報告しないことも考えられるという。また、広島県F市の場合は、防止計画に「場所によっては流されて、捕獲出来ない（実績にならない）有害鳥獣もある」と明記している。これらの事例からは、回収できない場合に報告しないことを当然視する風潮がうかがわれる。こうした状況下では、未回収個体を含めた実質的な駆除数が計画駆除数（あるいはハンター一人当たりの駆除数上限）を超える可能性を否定できない。言うまでもなく、駆除実績の記録は将来の管理計画に活かすことで初めて意味をもつものである。管理計画を科学的に策定するために必要なのは、実際に捕殺した羽数であり、手元に回収した死体の数ではない。このことを今一度ハンターに周知徹底するとともに、行政においても記録の重要性を再確認すべきである。

報奨金については、ハンターではなく報奨金を支払う漁協に問題があるケースも想定される。漁協によっては、報奨金の資金として国から内水面漁業振興対策事業（注1）の補助を受けている場合がある。この補助金は、本来、カワウ対策が目的でありアオサギは対象とされていないが、駆除の現場においてカワウとアオサギがひとまとめにされがちなのは4.(3)で述べたとおりである。よほど監査が厳しくない限り補助金がアオサギの駆除に流用される可能性は否定できない。

さらに、こうした補助金は漁協の金儲けの手段として利用される懸念もある。ある自治体担当者の話によると、漁協によっては駆除申請に正当な理由がないにもかかわらず、強引に捕獲許可を求めてくることがあるという。こういったケースでは、申請の目的が被害軽減ではなく補助金の確保にある可能性を十分に疑ってみる必要がある。鳥獣管理の場において、被害の防除・軽減とは関係のない理由で鳥獣の命が奪われることは決してあってはならない。金銭の絡む問題が背景に想定される場合は、申請理由の正当性についてとくに厳格な審査を行うべきである。

（注1）カワウの駆除は「内水面漁業振興対策事業」のうち「健全な内水面生態系復元等推進事業」に含まれる補助事業で、事業内容は「地域間の連携による推進体制の整備やその下での広域的なカワウの生息状況調査、追い払い及びその捕獲、外来魚の駆除、ドライアイスを活用したカワウの繁殖抑制や効果的な外来魚駆除、都市との交流を通じた啓蒙活動等の内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援する。」とされている。補助率は2分の1、事業実施期間は平成15年度から平成26年度までである。また、当該補助金事業の実施主体は各都道府県の内水面漁業協同組合連合会等の団体であり、これらの団体を通じて各漁協へ補助金が配分されることになる。

(9) コロニーでの駆除に係る問題

コロニーでの駆除は、捕殺対象の個体だけでなく捕殺対象外の個体にも多大な悪影響を及ぼし、個体群そのものの存続さえ危うくしかねない極めて問題の多い行為である。にもかかわらず、今回の調査ではコロニーで営巣中のアオサギを直接駆除している事例が複数の自治体で確認された。

鳥獣保護法第9条には「捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき」は捕獲を許可しないとの規定がある。コロニーでの駆除はコロニーそのものを消滅させる危険性が高く、この点のみを考慮しても「鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある」のは明らかである。つまり、コロニーでの駆除はたとえ有害駆除であっても法に抵触する恐れが極めて高い行為といえる。

今回の調査では、平成22年度に少なくとも4市（新潟県A市、同B市、滋賀県C市、福岡県D市）がコロニーで駆除を行っていたことを確認した。このうち新潟県A市では、コロニーで営巣中のアオサギ33羽を駆除した結果、100羽以上の規模のコロニーが完全に放棄されていた。また、過去に行った駆除がコロニー移動の直接の原因になったとみられるケース（島根県E市）もあった。なお、当事案は任意の一部市町村にしか問い合わせていないため、コロニーで駆除を行っている市町村は上記4市に留まらない可能性がある。

コロニーでの駆除が実施される理由はさまざまである。平成22年度に駆除を実施した4市のうち新潟県A市と滋賀県C市は、コロニー周辺での鳴き声やフンによる被害を理由としており、これはコロニーの存在そのものを問題視した事例といえる。一方、新潟県B市と福岡県D市は養魚場での食害や稲の踏みつけを理由としており、コロニーそのものに直接の原因を求めたものではない。このうち後者のように被害発生箇所がコロニーの外部であるにもかかわらずコロニーで駆除を行っているケースについては、単に駆除の効率化を優先したとみなさざるを得ず、コロニーで駆除を行うことの正当性はまったく認められない。一方、前者のように被害の原因がコロニーそのものにある場合は、コロニーを対象とした何らかの対策が必要となるが、その場合でも基本的には追い払いで対応するのが妥当である。

アオサギの具体的な追い払い方法等については4.(2).ⅲおよびⅳで述べたが、よほど特殊な条件下にあるコロニーでない限り、殺傷を伴わないアオサギの追い出しは可能である。実際、同項ⅲで示したとおり、種々の防除法で被害を抑えつつアオサギとの共存を図っている自治体は少なくない。場合によってはコロニーの存在がどうしても許容できないケースも出てくると思われるが、その場合でも駆除を行うのではなくコロニーの移設で対応すべきである（移設については4.(2).ⅳ参照）。

一方、上述の新潟県A市は、そうした方法をとらず、追い払いを諦めコロニーでの駆除を実施した望ましくない事例である。同市によると、同コロニーへの苦情は駆除を実施する数年前からあったという。コロニーの立地条件はさまざまであり、追い払いの難易度を一律に評価することはできないが、それだけの時間的猶予があればコロニーの移設を含めさまざまな防除法が試せるはずであり、それでも追い出せないのは単純に努力不足の可能性が高い。

このように安易にコロニーでの駆除を行うことは、保護上の問題だけでなく、人との間に新

たなトラブルを引き起こす公算が大きいという点でも問題である。一般にコロニーが撹乱されると、アオサギは自然度の高い環境から人の生活圏により近い環境にコロニーを分散移動させる傾向がある（注1）。結果として、人との軋轢がそれまで以上に高まる場合が多い。このようなコロニーの分散化の傾向は、たとえばカワウなどでも確認されており（注2）、コロニーの撹乱による移動分散を引き起こさないことが、被害地域の拡大を防止するために重要との認識が確立されてきている。この考え方はアオサギに対しても同様に適用すべきものである。

なお、都道府県の中には、鳥獣保護事業計画においてコロニーでの駆除を許可しないと規定しているところもある。たとえば秋田県と広島県は、原則としてコロニーでの捕獲は許可しないとしており、千葉県も「サギ類の集団繁殖地（中略）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う」との規定を設けている（表3）。さらに、コロニーでの駆除について直接の言及はないものの、宮城、石川、徳島、香川の各県は、繁殖期の駆除は許可しないとの立場をとっている。アオサギが基本的に繁殖期以外にコロニーに留まることがないことを考慮すると、これら4県についてもコロニーでの駆除を実質的に許可していないとみなすのが妥当である。一方、これら以外の都道府県はコロニーでの駆除を禁止する規定をとくに設けていない。

コロニーはアオサギを個体群レベルで見た場合の最小単位であり、そのコロニーを破壊し消滅させることは、個体群の動態予測を軸としたアオサギの管理を実質的に不可能にするものである。また、コロニーの撹乱は結果的に人とのトラブルを拡大するリスクが高い上、最初に述べたように法律面での問題も大きい。このように、コロニーでの駆除はさまざまな問題を抱えていることから、緊急かつ甚大な人的被害がある場合以外は許可すべきではなく、コロニーの存在が許容できないほどの事態が生じた場合は、駆除ではなく人為的なコロニーの移設で対応すべきである。なお、コロニーでの駆除は繁殖期に行われることからさらに多くの保護上の問題を抱えることになる。この問題については次項で述べる。

（注1）北海道アオサギ研究会．2005．北海道のアオサギの生息状況に関する報告．pp142．（http://www.greyheron.org/report/）による。

（注2）環境省．2013．特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）. pp.202．（http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2f/full.pdf）による。

（10）繁殖期の駆除に係る問題

繁殖期における駆除の実施は直接捕殺した個体だけでなく、同時にそのヒナ（卵も同様）の命をも奪うことになり、法律および動物倫理の両面で問題がある。今回の調査ではこの件について質問事項はとくに設けなかったが、前項のコロニーでの駆除の問題と対になる事案であり、また鳥獣保護の根幹にかかわる問題でもあるため敢えてここに一項を設ける。

繁殖期の駆除については、指針に「有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。」との規定がある。つまり国としては、鳥獣の繁殖に悪影響がないよう配慮はするが、それはあくまで駆除対象以外の鳥獣に対してであって、駆除対象鳥獣については特別な配慮を要求しないとの立場をとっている。この考え方は多くの都道府県に

そのまま踏襲されており、34都道府県が第11次鳥獣保護事業計画に指針同様の規定を盛り込んでいる（表3。同計画のアオサギに係るさらに詳細な規定事項については付表4–7を参照）。

一方、14府県はこれとは別に独自の規定を置いている（このうち7府県は指針と同内容の規定を併記）。たとえば、宮城、秋田、石川、徳島、香川の各県は、繁殖期において駆除を避けるべき対象を駆除対象以外の鳥獣からすべての鳥獣に拡張している(注1)。つまり、これらの県は繁殖期におけるアオサギの駆除を基本的に許可していないということである。この他にもいくつかの自治体でこれに類する規定が見られる(注2)。しかし、大半の自治体はアオサギが子育て中であるかどうかにかかわらず、有害とみなせば駆除を行っているのが現状である。

ここではまず、繁殖期に駆除を行うことの違法性について考察する。通常、アオサギはつがいが交代で抱卵し、ヒナの孵化後も約4週間はいずれか片方の親が必ず巣に留まる。つまり、ここまでの期間は両親が揃わなければ子育てはできないということである。仮にどちらかの親が駆除されると、残った親は採餌のために巣を空けなければならず、その間、ヒナは全くの無防備で巣に残されることになる。こうしたヒナはカラスなどの捕食者に狙われ、生き延びる可能性はほぼ皆無といってよい。アオサギの場合、通常1羽から5羽のヒナが巣立つことから、成鳥1羽を駆除することによる犠牲は最大で6羽に達する。5週目以降になるとヒナが外敵に襲われることはなくなる(注3)が、片親ではヒナへの給餌量が半減するため、餓死せず生き延びられるヒナの数は大幅に減ることになる。

このように、繁殖期の駆除では、成鳥1羽の捕殺が複数のヒナの斃死を同時に引き起こす可能性が極めて高い。しかし、現状では駆除を計画するにあたってこうしたヒナの犠牲はまったく考慮されておらず、駆除実績の報告にも直接捕殺した羽数が記録されるだけである。指針では、駆除数を「被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数」と定めているが、仮に何らかの根拠に基づいて必要最小限の羽数を設定したところで、繁殖期に駆除を行えば実質的な駆除数が予定した駆除数を大幅に上回ることは避けられない。直截に言えば、繁殖期の駆除は許可なくヒナの捕殺を行っているのに等しい。

ところで、アオサギは他の多くの鳥類同様、つがいごとにヒナ数や繁殖時期が異なるため、繁殖期の駆除においては親鳥の捕殺によるヒナの死亡数を正確に見積もるのは不可能である。このため、直接捕殺したアオサギの羽数をいくら厳密に記録したところで、アオサギ個体群に対する駆除の影響予測は著しく精度の低いものにならざるを得ない。このような状況で科学的な鳥獣管理が行えないのは明らかである。

また、繁殖期の駆除は倫理面での問題も大きい。「動物の愛護及び管理に関する法律」では第2条の基本原則で「動物が命あるものである」ことが言及されており、他にも条文の各所に同様の文言が繰り返し現れる。同法は野生動物を対象にしたものではないが、動物が命ある存在であり、ゆえに尊ぶべきとする考え方は現代社会のコンセンサスとして疑いなく受け入れられているものである。この基本理念に関して、同法が対象としている動物と鳥獣保護法が対象としている野生動物の間に線引きがあってはならない。

また、指針には「捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法」をとるようにとの規定がある。育雛期の親鳥を駆除すれば残されたヒナは捕食者に襲われるか餓死する

かのいずれかであり、たとえ人間が直接手を下さなくてもヒナが死に至るまで苦痛を強いられるのは必至である。アオサギが一部の人間にとっていかに有害であろうと、生き物としての尊厳を軽視するような行為は決して許されるべきではない。

このように、営巣期間中の捕殺は管理計画の科学的正当性が保証されない上に、倫理面でも看過できない多くの問題を抱えている。こうした無視できない問題がある以上、同期間中に生じる被害については、追い払い等、捕殺以外の方法で対処するのが妥当であり、危急に対応が必要な甚大な人的被害がある場合を除き、殺傷を伴う行為は一切禁止すべきである。

（注1）徳島、香川両県は、鳥獣ではなく鳥類に限定している。また、文中に示した5県の他、山梨、宮崎の両県においても、許可基準の表中に「鳥獣」の繁殖に支障がある期間については許可しないとの記載がある。ただし、両県は本文中に指針同様の文言を入れているため、許可基準表中の「鳥獣」の語は「駆除対象でない鳥獣」の意味で用いている可能性があると判断した。このため文中の5県にはこれら2県は含めていない。なお、徳島県については本文中に指針同様の文言が記載されているが、許可基準表中に「鳥類にあっては、その種の繁殖期間を除く」との明白な記述がある上、予察表でも繁殖期（ただし5月のみ）を除いた駆除計画が示されていることから、同県の計画においては「鳥類」の語はすべての鳥類を指しているものと判断した。また、高知県は、すべての鳥類について「4月1日から7月31日までの期間は原則として銃器による駆除は許可しません」との規定を設けているが、「現に被害が発生している場合及びわな、あみによる捕獲できない場合」はこの規定の適用外としているため、アオサギについては実質的に適用されないものとみなした。

（注2）千葉県は「サギ類の集団繁殖地（中略）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う」ことと定めており、広島県は「原則コロニーの繁殖期の許可はしない」と定めている。また、岐阜、三重、京都、長崎の各府県は、愛鳥週間（5月10日～16日）中の駆除を避けるように指示している。

（注3）ここでは一般的な捕食者であるハシブトガラスを念頭に置いている。大型の猛禽やヒグマ、アライグマなど特殊な捕食者がいる環境ではこの限りではない。

（11）捕獲実績報告の取り扱いに係る問題

駆除実績については、市町村、都道府県、国のいずれにおいても、記録が適切に管理されておらず、また、そのデータが以後の管理計画に役立てられていないことが明らかとなった。

今回の調査では、市町村、都道府県、国のそれぞれから個別に駆除数のデータを収集したが、これらの数値を照らし合わせた結果、市町村と都道府県、都道府県と国のいずれの間にも数値の不一致が確認された（表4）。まず、市町村から都道府県への報告では5県で数値の食い違いが見られた。こうした間違いが生じるのは、「市町村の報告の一部が都道府県への年間報告に間に合わない（注1）」（広島県A市）、「市町村のほうからサギ類の名前で報告されるなど基準が統一されていない」（鳥取県、山口県）ことなどが理由だという。しかし、これらの問題は事務的に改善が可能であり、問題が放置されているのは単に行政の怠慢と言わざるを得ない。また、こうした間違いは単年のみの偶発的なミスに留まらず常態化している場合もある。たとえば、今回たまたま過去のデータが参照できた徳島県では、調査時点までの少なくとも7年間にわたり一度も数値が一致していなかった。

一方、都道府県から国への報告では6県で不一致があり、この結果、都道府県の個別集計で合計3,111羽であった駆除数が、国の公表値では3,412羽と1割近く多くなっていた。不一致のあった6県の中ではとくに広島県の食い違いが際だって大きく、県の集計時に263羽であった駆除数が、国に報告された段階では542羽と倍増していた。県の担当者によると、この差が生じたのは、市町村からサギ類として報告のあった駆除数の一部をアオサギの駆除数として加えたことが理由だという。具体的には、種名が確定している駆除数をもとにサギ類の中でのアオサギの比率を計算し、これに市町村からサギ類として報告のあった312羽(注2)を掛けてアオサギの駆除数を279羽と推定、この推定値にアオサギであることが確定済みの263羽を加え、合計542羽として報告したという。つまり、国にアオサギとして報告された駆除数の半分以上は単なる推定値に過ぎないということになる。このように故意に操作されたデータはデータとして全く意味をなさないばかりか鳥獣の管理計画を作成する上で極めて有害である。あからさまな虚偽報告であり断じて容認されるべきものではない。

ところで、市町村からの駆除実績は年度終了後すみやかに都道府県に報告されるはずであるが、都道府県によってはこれらデータの集計が迅速に行われていないケースが見られた。たとえば北海道の場合、平成22年度のデータが1年以上を経た平成24年5月末の時点でもまだ整理されていなかった。もっとも、同時点で当調査の質問に回答を終えていた都道府県は全体の4分の1に満たなかったことから、北海道以外の都府県でも同様にデータの整理が遅れていた可能性は否定できない。

一方、国についてもデータの有効活用に対する積極的な姿勢はまるでうかがわれない。駆除数のデータについては、今回、ネット上で閲覧できる「鳥獣関係統計」を参考にしたが、ここに駆除数が発表されるのは当該年度終了後、1年半以上経ってからである（しかもその時点で公表されるのは暫定値であり、確定値の発表はさらに数ヶ月遅れる）。また、同資料の整理のされ方は極めて稚拙で、行政担当者、一般を問わず、利用をまるで想定していないことが明らかである(注3)。

このように、現在の制度では駆除数に関する情報が正確に伝えられないばかりか、その伝達に異常に長い時間がかかっているのが実情である。また、駆除数以外の情報（被害の種類、被害金額、防除対策、駆除の実施場所等）については、市町村から都道府県、もしくは都道府県から国への報告の段階でことごとく除去され、記録として残らない場合も多い。今回、データの管理については具体的に調査しなかったが、市町村によっては紙ベースの記録しか残しておらず、こちらが資料の提供を求めると、資料を倉庫に探しに行かなければならないといった状況をしばしば経験した。さらに、佐賀県B市のように、アオサギなど報奨金対象外の鳥獣の記録については監査の対象から外れるため翌年度には処分するという自治体もあった。また、処分はしていなくてもデータが共有されておらず、担当者が変わると調べようがないといったケースも多かった。このような状態では貴重な資料を今後の鳥獣管理に活かすことができないのは明らかである。指針は「計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、より的確なものへと見直す順応的管理」を求めているが、それを行うための手段を自治体が自ら放棄している現状では順応的管理など到底不可能といえる。

こうした状況を改善するためには、一元化された情報管理システムの整備が不可欠である。そのためにはまず、駆除に係るすべてのデータを漏れなく記載できる全国一律の様式を用意し、そこに記録されたデータをすべて電子化することである。また、とくにアオサギなど広域管理が求められる種については、複数の自治体の記録を同時に参照する必要があることから、これらのデータについては個々の自治体内に留めるのではなく、すべての自治体が必要な情報に即座にアクセスできるよう、クラウド上に保存するしくみに改めるべきである。

今回の調査項目のかなりの部分については都道府県だけでなく市町村にも個別に問い合わせる必要があったが、これは都道府県の多くが情報を集約していないためで、たとえ当研究会でなく行政内部で同様の調査を行ったとしても手間は同じと思われる。公表が難しいわけでもないデータの収集にこれほどの手間がかかるというのは現代社会においては極めて異常な事態と言わざるを得ない。このことは駆除実績から得られる情報の有用性を行政がいかに軽んじているかの表れともいえる。行政は自らデータを検証し有効活用する能力を持つべきであるが、それができないのであれば、上で述べたようなシステムを通じてデータを一般に公開し、外部からの監視を受け入れるような制度も検討すべきであろう。

（注1）今回の調査は1年以上前の実績を対象としたので、一時的に報告が間に合わない場合でも後で修正していれば正確な値が記録に残っているはずである。

（注2）県からの聞き取りでは4市から「サギ類」として一括集計されたものが報告され、その合計が279羽になるという。一方、広島県の各市町村への聞き取りでは「サギ類」としてまとめているところは1市のみ（87羽）であった。残りの3市は県への報告の段階で敢えて「サギ類」としてまとめたと思われるが、今回、その理由については確認しなかった。

（注3）本報告書を刊行した平成26年11月現在、「鳥獣関係統計」のページはメンテナンス中のため閲覧できない。メンテナンスは同年2月6日に開始され、現在まで9ヶ月近くページを閲覧できない状況が続いている。

5. アオサギの管理指針

アオサギの管理にあたっては広域での個体群構造を考慮した対策が必要である。以下にその理由を述べる。

アオサギの特徴のひとつは集団で繁殖を行うことである。個々のアオサギは基本的にいずれかひとつのコロニーに属しており、コロニーが個体群の最小単位になる。このため、アオサギの管理はコロニー単位で行うのが効率的である。ところが、コロニーは必ずしも単独で存在しているわけではなく周囲のコロニーと相互依存関係にあるため、単一のコロニーのみを対象とした管理策では十分な有効性をもたないことが多い。したがって、有効な管理計画を策定するためには、コロニー単位で状況を把握するだけでなく、相互依存関係にある同一地域のコロニー（以下、これらをまとめて広域コロニー群という）を総括しての状況把握が必要となる。アオサギの管理を広域で行わなければならないのは主としてこの理由による（注1）。

アオサギの広域コロニー群の構造については、Matsunaga *et al.* (2000) が北海道内のコロニーの動態を分析し、メタ個体群構造の考え方に基づくモデルを提唱している。これはアオサギの個体群を科学的に管理していく上で基礎となるべき重要な考え方なので、ここではこのモデルにしたがってアオサギの管理を考える。以下がモデルの要点である。

- 広域コロニー群は地理的にまとまりのある複数のコロニーで構成される。
- 広域コロニー群の各コロニーは、機能の面で「コアコロニー」と「サテライトコロニー」に区分される。通常、広域コロニー群はひとつのコアコロニーと複数のサテライトコロニーから成る。
- コアコロニーは、安全で恒久的に利用可能な営巣場所と、豊富な餌資源を安定して確保できる餌場を有し、周辺地域の環境が悪化した場合でも基本的にその存在が脅かされることはない。
- サテライトコロニーは、必要最低限の営巣環境および採餌環境があれば成立する。
- コアコロニーは、周辺地域の環境が良好な条件下で余剰個体を放出し、これら余剰個体がサテライトコロニーを形成する。逆に、周辺地域の環境が悪化した場合は、コアコロニーはサテライトコロニーの個体を吸収する。
- 以上のしくみが機能することで広域コロニー群の安定化が図られている。

以上のことから、アオサギの管理にあたっては、広域コロニー群の安定化を目標にするのがもっとも合理的である。そのためには、まず広域コロニー群の全体像を把握し、その中でコアコロニーを特定する必要がある。コアコロニーは広域コロニー群を系として安定化させるための中心的役割を担っているため、コアコロニーに問題が生じると、コアコロニーだけでなく広域コロニー群全体に影響が及びその安定性が損なわれることになる。したがって、アオサギ個体群の保全にあたっては、コアコロニーの保護に最優先で取り組む必要がある。サテライトコロニーについては、コロニーによって広域コロニー群の安定性への寄与の度合いが異なるため、コロニーごとに保護の優先順位を設け、広域コロニー群の安定性を崩さない範囲での個別

対応が求められる。このように、コロニーの保護についてはすべてのコロニーに一律の基準を設けるのではなく、対象となるコロニーが広域コロニー群の中でどのような位置付けにあるのかを見極め、コロニーごとに異なった管理目標を設定することが肝要である。

なお、広域コロニー群内でのサテライトコロニーの役割は、コロニーの規模や継続年数、周辺コロニーとの位置関係などから総合的に判断すべきものであるが、個々の役割は必ずしも固定されているとは限らないため、モニタリングにより状況の変化を常に把握しておくことが必要である。

なお、以上の説明は広域コロニー群としての理想的なモデルを対象にしており、実際はこのように綺麗な関係が成立していない場合も多い。とくに近年はコアコロニーが成立する条件が整わず、サテライトコロニーのみで構成されている広域コロニー群も見られる。しかし、どのような場合でも、同一地域に複数のコロニーが存在すれば何らかの相互依存関係があるのが普通であり、その関係性を把握した上で広域的な視点から管理することが求められる。

（注1）アオサギの管理にあたっては、広域コロニー群単位での管理計画だけでなく、状況によっては都道府県をまたいだより広い地域での計画も必要となる。とくに、国内の繁殖地と越冬地の両方で同一個体群による被害が生じている場合は、両地域で合同の管理計画を策定する必要がある。また、渡り時の移動範囲は国内に留まらず、ロシア極東や東南アジアなど国をまたぐ場合も多い。このため、アオサギの管理には国内はもとより国家間での連携した取り組みも求められる。

6. 都道府県への提言

本報告書では、「4. アオサギの駆除に係る問題と問題解決のための提案」の各項において、個々の問題点ごとに当研究会としての所見を述べてきた。以下はそれらの所見を簡潔に整理し直したものである。

(1) 生息状況調査の実施

アオサギを科学的に管理するためには生息状況の把握が不可欠である。駆除を行うにあたっては必ず生息状況調査を行い、駆除による個体群への影響を慎重に評価すべきである。また、アオサギは広域コロニー群単位で管理する必要があることから、生息状況は都道府県レベルで把握すべきである。

(2) 防除の徹底

駆除申請を受けるにあたっては防除策の十分性を審査するのはもちろんであるが、申請者には行政から種々の防除法を提案し、安易に駆除に頼ることなく可能な限り防除で対応するという方針を徹底して理解してもらうべきである。また、生活環境被害等でコロニーの存在が許容できない場合は、駆除ではなくコロニーの移設を検討すべきである。

(3) 種の区分の徹底

計画駆除数や駆除実績、被害金額等においてアオサギが他種とひとまとめにされている状況が見られる。これはアオサギを科学的に管理するにあたって著しく障害になる行為であり、アオサギの捕獲圧を不必要に高めることになりかねない。種を明確に区分し、異なる種を一括して扱うことのないよう関係者への周知徹底に努めるべきである。

(4) 適正な駆除数の設定

アオサギの個体群管理を適正に行うためには、正当な科学的根拠に基づいた駆除数の設定が不可欠である。被害額など駆除数の算定根拠が示されていない申請は認めるべきではない。また、被害金額については適切に計算されていない場合も多いことから、行政のほうで具体的な審査基準を設定したり最初から行政主体で被害額の見積もりを行うなど、正確な被害額が算出されるよう審査ないし査定のしくみを整備すべきである。

(5) 予察捕獲の必要性の再検討

予察捕獲は、アオサギの生息状況に多大な悪影響を及ぼしかねない特殊な捕獲様式であることから、計画にあたってはその必要性をとくに慎重に検討すべきである。予察捕獲を実施する以外に方法がない場合は、生息状況の事前把握はもちろん、関係者に対しては予察捕獲制度について十分に理解するよう求めるべきである。

（6）不正な申請に対する審査の厳格化

報奨金や補助金等で金銭の授受が想定される駆除については、捕獲申請や捕獲実績の報告において金銭目的の不正が行われる可能性を否定できない。こうした案件では、提示された内容についてとくに厳格な審査を行うべきである。

（7）繁殖期間中の駆除の禁止

アオサギの繁殖期間中の駆除（コロニーでの駆除を含む）は、法律や倫理面で問題であるとともに、科学的な鳥獣管理を事実上不可能にするものである。このため、同期間中に生じる被害については、危急に対応が必要な甚大な人的被害がある場合を除き、防除、追い払い等、捕殺以外の方法で対処し、殺傷を伴う行為は全面的に禁止すべきである。

（8）捕獲実績の記録および保存の適正化

駆除の効果を検証し、後の計画に活かすためには、捕獲実績に係るデータの適切な管理が欠かせない。駆除に係る情報をすべて保存することはもちろん、データの保管にあたっては電子媒体を用い、将来の利用に耐え得るしくみを整備すべきである。

（9）市町村に対する捕獲権限委譲の見直し

アオサギは広域での個体群管理を必要とする種であることから、市町村単位での鳥獣管理はもとより不可能である。また、本報告で示したとおり、アオサギを対象とする鳥獣管理は多くの市町村において極めて不適切な状態にある。このため、捕獲権限の市町村への委譲は原則として行うべきではなく、すでに権限を委譲している場合はその妥当性を再検討すべきである。

表1-（1） H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県（注1）	市町村名（注2）	駆除数（注3） 合計駆除数	被害の内容	被害数値（注4） 被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害重量（kg）	備考	市町村への個別問い合わせ
北海道	芽室町	4	養殖場の魚の食害					○
	日高町	5	養殖場・釣り堀の魚（ヤマベ・ニジマス）の食害	1,850				○
	伊達市	14	釣り堀の魚の食害	約100				
岩　手	一関市	197	稲の踏みつけ	200	180-200		鳥獣被害防止計画は合併前の藤沢町が策定。	○
	平泉町		稲の踏みつけ					
秋　田	大潟村	12	稲の踏みつけ	141				
山　形	南陽市	65	稲の踏みつけ					
	米沢市	6	放流魚（イワナ・ヤマメ）の食害	200				
		24	稲の踏みつけ					
	長井市	105	稲の踏みつけ、養殖鯉の食害					○
		14	養殖鯉の食害					
	白鷹町							○
		13	稲の踏みつけ					
	真室川町	10	稲の踏みつけ					
	最上町	35	生活環境被害（鳴き声）、稲の踏みつけ、放流魚（アユ稚魚）の食害					
	高畠町	47	稲の踏みつけ					
	川西町	5	養殖魚（稚魚）の食害					
	小国町	5	養殖魚（イワナ）の食害					
福　島	郡山市	24	生活環境被害（鳴き声）、植生への被害					
	南会津町	15	生活環境被害（鳴き声、フン）、稲の踏みつけ、川魚（イワナ、ヤマメ）の食害				卵40個を同時に駆除。	
	只見町	10	稲の踏みつけ、河川・池での魚の食害、環境被害（フン）					
新　潟	十日町市	0	稲の踏みつけ、観賞魚（錦鯉等）の食害					○
	糸魚川市	23	稲の踏みつけ	[17,000]			被害数値はカラス、ドバト、キジバトとの合算値（農作物の食害を含む）。	○
			観賞魚（コイ）の食害	16				
	五泉市	44	稲の踏みつけ					○
	加茂市	33	環境被害（鳴き声）					○
	長岡市	105	魚（アユ・ヤマメ・イワナ・ニジマス・コイ・フナ）の食害	8,600		11,100		○
		8	稲の踏みつけ	1,800		7,000		○
		8	野菜の被害	2,400		30,000		○
	南魚沼市	57	養魚場での食害					○
	柏崎市	22	稲の踏みつけ					○
	阿賀町	10	稲の踏みつけ					○
	津南町	1	稲の踏みつけ					○

（注1）アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。（注2）アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。（注3）駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。（注4）被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-（2） H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県（注1）	市町村名（注2）	駆除数（注3）	被害の内容	被害数値（注4）			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害重量（kg）		
富　山	滑川市	0	生活環境被害（鳴き声・フン）					○
	射水市	2	生活環境被害（鳴き声・フン）					○
	氷見市	39	稲の踏みつけ					○
	黒部市	2	生活環境被害（フン）					
	入善町	27	生活環境被害（鳴き声・フン）					
石　川	白山市	40	稲の踏みつけ					
福　井	おおい町	26	アユの食害					○
	若狭町	13	稲の踏みつけ、魚の食害					○
	小浜市	8	魚（稚アユ）の食害、稲の踏みつけ					○
	敦賀市	0	稲の踏みつけ					○
長　野	大町市	15	放流魚（ワカサギ等）の食害	400				○
	安曇野市	0	自然河川への放流魚と養魚場の魚（ニジマス）の食害					○
	池田町	5	養殖魚（ニジマス）の食害、 生活環境被害（フン）	100				○
	小谷村	0	放流魚（ニジマス等）と養殖魚（田鯉）の食害	50				○
	白馬村	11	放流魚（ニジマス等）の食害、稲の踏みつけ	50				○
	長野市	21	放流魚（ニジマス）の食害、稲の踏みつけ	50				
	東御市	4	放流魚（アユ）の食害	400				
	上田市	25	放流魚（アユ）の食害	400				
	飯田市	3	放流魚（イワナ・ニジマス・アユ・アマゴ）の食害	4,000				
	山ノ内町	6	養魚場の魚（ニジマス・イワナ等）の食害	400				
	信濃町	10	放流魚（イワナ等）の食害	200				
	長和町	0	放流魚（アユ）の食害	400				
	木島平村	13	養魚場の魚（ニジマス・ヒゴイ）の食害	94				
	青木村	1	放流魚（アユ）の食害	400				
	平谷村	15	放流魚の食害	50				
	根羽村	0	放流魚（アマゴ）の食害	202				
静　岡	伊豆の国市	66	魚（アユ・ウグイ・オイカワ等）の食害					
	富士宮市	11	魚（マス）の食害					
	浜松市	28	魚（ニジマス・クロダイ・アユ・ウナギ）の食害					
愛　知	新城市	23	放流魚（アユ）の食害					○
	東栄町	40	放流魚（アユ）の食害					○
	設楽町	20	養魚場の魚（ニジマス等）と放流魚（アユ）の食害					○
	豊田市	5	魚の食害					○
	常滑市	8	空港でのバードストライク					
	豊根村	30	放流魚（アユ）の食害					○

（注1）アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。（注2）アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。（注3）駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。（注4）被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-（3） H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県（注1）	市町村名（注2）	駆除数（注3） 合計駆除数	被害の内容	被害数値（注4） 被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害重量（kg）	備考	市町村への個別問い合わせ
三　重	名張市	19	放流魚（アユ）の食害					○
滋　賀	米原市	51	生活環境被害（フン）					○
	長浜市	9	不明（たぶん魚の食害）					○
京　都	京都市	3	放流魚（アマゴ・アユ等）の食害	1,166				○
	京丹後市	7	稲の踏みつけ、生活環境被害					○
兵　庫	神河町	4	養魚場での魚の食害					
奈　良	黒滝村	0	養魚場の魚（アマゴ）の食害					○
	天川村	15	養魚場の魚（アマゴ）と放流魚（アユ）の食害					○
和歌山	和歌山市	230	放流魚（アユ）と養殖魚（アユ）の食害	[5,000]			被害数値は紀の川流域複数市町村を一括で算出したもので、カワウや他の水鳥との合算値。	○
	岩出市	41	放流魚（アユ）の食害					○
	有田市	16	放流魚（アユ）の食害	[3,000]			被害数値は有田川流域複数市町村を一括で算出したもので、カワウとの合算値。	○
	有田川町	87						○
鳥　取	鳥取市	0	生活環境被害（鳴き声・フン）					○
	倉吉市	[112]	稲の踏みつけ	[275]	[0.5]		駆除数はサギ類、被害数値はサギ類とカワウの合算値。	○
	若桜町	[6]	稲の踏みつけ				駆除数はサギ類の合算値。	○
	八頭町	0	放流魚（ホンモロコ・ヤマメ）の食害					○
	智頭町	17	魚の食害、稲の踏みつけ、生活環境被害					○
	大山町	0	不明					○
	江府町	20	稲の踏みつけ					○
	日南町	8	放流魚（ニジマス・イワナ・ヤマメ等）の食害					○
	伯耆町	11	放流魚（アユ・ヤマメ・イワナ等）の食害	1,600				○
	日野町	3	放流魚（アユ・ヤマメ等）と個人所有池の魚の食害					○
島　根	松江市	63	稲の踏みつけ					○
	安来市	23	養殖池の魚（ドジョウ）の食害、農作物被害					○
	益田市	4	不明（たぶん稲の踏みつけ）					○
	隠岐の島町	5	稲の踏みつけ					○
	飯南町	2	稲の踏みつけ					○
	吉賀町	0	稲の踏みつけ					○
	江津市	14	農作物被害					○
	出雲市	2	農業被害					○
	奥出雲町	89	有害					○

（注1）アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。（注2）アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。（注3）駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。（注4）被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-（4） H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県（注1）	市町村名（注2）	駆除数（注3）	被害の内容	被害数値（注4）			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害重量（kg）		
岡　山	新見市	22	放流魚（アユ）の食害					○
	岡山市	1	農作物被害					○
	津山市	11	放流魚（アユ・アマゴ・ニジマス稚魚）の食害	[10,000]			被害数値はサギ類とカワウの合算値。	○
	赤磐市	1	稲の踏みつけ					○
	真庭市	51	放流魚（アユ・アマゴの稚魚）の食害	[5,800]			被害数値はサギ類の合算値。	○
	鏡野町	54	放流魚（アユ・アマゴ）の食害					○
	美咲町	13	稲の踏みつけ					○
	吉備中央町	35	稲の踏みつけ					○
広　島	福山市	13	稲の踏みつけ					○
	庄原市	111	放流魚（アユ）の食害					○
	安芸高田市	50	放流魚（アユ）の食害					○
	東広島市	0	放流魚（アユ）の食害、稲の踏みつけ					○
	神石高原町	68	稲の踏みつけ					○
	安芸太田町	29	放流魚と養殖場の魚の食害、稲の踏みつけ					○
	広島市	4	放流魚（アユ・ヤマメ）と個人所有池の魚の食害			(7,200尾)	被害数値の年度不明。	○
	尾道市	2	養殖場の魚の食害	約25				○
	三次市	1	不明（たぶん魚（アユ）の食害）					○
	廿日市市	124	放流魚（アユ等）の食害					○
	世羅町	40	放流魚（アユの稚魚）の食害					○
	北広島町	[87]	放流魚（アユ）の食害				駆除数はサギ類の合算値。	○
山　口	山口市	3	稲の踏みつけ					○
	防府市	23	稲の踏みつけ					○
	萩市	0	魚（稚アユ）の食害				両市町合同で防止計画を策定。	○
	阿武町	0	稲の踏みつけ					○
徳　島	那賀町	39	魚類（アユ・アメゴ）の食害	1,000				○
	神山町	3	魚（アユ・アマゴ）の食害、稲の踏みつけ	100以上				○
香　川	さぬき市	1	池の魚の食害					○
愛　媛	松山市	21	空港でのバードストライク					
高　知	安芸市	0	魚（アユ・川魚全般）の食害	500				○
	香美市	21	放流魚（アユ・アマゴ）の食害	2,000				○
	大豊町	78	放流魚（アユ等の稚魚）の食害	2,000	200.0		被害数値は吉野川流域複数市町村を一括で算出。	○
	本山町							○
	土佐町							○

（注1）アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。（注2）アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。（注3）駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。（注4）被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-（5） H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県（注1）	市町村名（注2）	駆除数（注3） 合計駆除数	被害の内容	被害数値（注4） 被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害重量（kg）	備考	市町村への個別問い合わせ
福　岡	八女市	72	放流魚（アユ・オイカワ）の食害	[62,580]			被害数値は矢部川流域市町村を一括で算出したもので、サギ類の合算値。駆除を行った地点はメッシュで報告されており市町村別の駆除数は特定できない。八女市と柳川市以外は駆除数が0の可能性がある。	○
	筑後市							○
	大川市							
	みやま市							○
	柳川市							○
	大牟田市							
	広川町							
	大木町							
	久留米市	34	稲の踏みつけ					○
	糸島市	3	養魚場の魚（ヤマメ）の食害					○
	築上町	2	稲の踏みつけ	164	2.0			○
佐　賀	鳥栖市	0	農作物被害				4市町合同で防止計画を策定。駆除数と被害数値はサギ類の合算値。被害数値はみやき町が独自に算出したもの。	○
	基山町	0						○
	みやき町	[5]		[1,575]	[15.0]	[7,500]		○
	上峰町	0						○
	神埼市	0	稲の踏みつけ				両市に吉野ヶ里町を加えた3市町で合同の防止計画を策定。ただし、サギ類を駆除対象としているのは神埼市のみ。	○
	佐賀市	23	農業被害					○
	鹿島市	[39]	稲の踏みつけ				駆除数はサギ類の合算値。	○
	嬉野市	[15]	農業被害				駆除数はサギ類の合算値。	○
長　崎	五島市	121	農作物被害					○
			養魚場（海の生け簀）の魚（タイ・ブリの稚魚）の食害					
熊　本	菊池市	1	放流魚（アユ・オイカワ）の食害	[42,987]			被害数値は菊池川流域複数市町村のもので、カワウ、ダイサギ、ゴイサギとの合算値。	○
	山鹿市	14						○
	天草市	28	稲の踏みつけ					○
	小国町	3	稲の踏みつけ					○
	南小国町	10	農業被害					○
大　分	日田市	1	放流魚（たぶんアユ・オイカワ）の食害					○
	玖珠町	5	稲の踏みつけ					○
		1	個人所有池の魚（コイ）の食害					
		8	環境被害（糞）					
	九重町	21	農業被害	[30]			被害数値はサギ類の合算値。	○
宮　崎	宮崎市	18	空港でのバードストライク					
鹿児島	薩摩川内市	10	養魚場の魚（ヒラメ・クルマエビ）の食害	3,500				

（注1）アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。（注2）アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。（注3）駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。（注4）被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表2-(1)　各市町村ごとの鳥獣被害防止計画の概要

都道府県名	市町村名	計画年度		対象鳥獣	計画駆除数（注1,2）				被害品目
		初年度	最終年度		1年目	2年目	3年目	4年目	
北海道	芽室町	22	24	アオサギ	[750]	[800]	[800]		養殖魚
	日高町	20	22	アオサギ	記載無し	記載無し	記載無し		水稲
									養殖魚（ヤマメ）
岩　手	藤沢町（現一関市）	21	23	アオサギ	50	50	50		水稲
新　潟	十日町市	21	23	アオサギ	50	50	50		水稲
									豆類（大豆）
									野菜（大根など）
									魚類（錦鯉、真鯉、メダカ）
	糸魚川市	21	23	アオサギ	記載無し	記載無し	記載無し		水稲
富　山	滑川市	21	24	アオサギ	3	3	3	3	
	射水市	21	24	アオサギ	―	―	―	―	糞害
	氷見市	22	25	アオサギ	[40]	[50]	[60]	[70]	水稲
福　井	おおい町	20	22	アオサギ	50	50	50		水稲、漁業
	若狭町	20	22	アオサギ		[600]	[600]		水稲・アユ・その他魚類
	小浜市	20	22	アオサギ	10	15	20		アユ・その他魚類
	敦賀市	20	22	アオサギ	3	3	3		水稲
長　野	大町市	20	22	アオサギ	必要数	必要数	必要数		淡水魚ほか
	安曇野市	20	22	アオサギ	115	70	70		淡水魚他
	池田町	20	22	アオサギ	[20]	[20]	[20]		水稲、淡水魚
	小谷村	20	22	アオサギ	10	20	20		放流魚
	白馬村	20	22	アオサギ	20	45	45		水稲、放流魚
愛　知	新城市	20	22	アオサギ	20	20	20		水稲
									水産物（アユ）
	東栄町	20	22	アオサギ	100	50	50		鮎、あまご等
	設楽町	20	22	アオサギ	60	60	60		養殖魚類
三　重	名張市	20	22	アオサギ	記載無し	記載無し	記載無し		稚鮎・アマゴ
滋　賀	米原市	20	22	アオサギ	70	70	70		魚類（アユ、イワナ、アマゴ）
奈　良	黒滝村	21	23	アオサギ	記載無し	記載無し	記載無し		アマゴ
	天川村	21	23	アオサギ	5	10	10		アマゴ
									アユ
鳥　取	鳥取市	20	22	サギ	記載無し	記載無し	記載無し		水稲
	倉吉市	21	23	サギ類	[100]	[100]	[100]		水稲など
	若桜町	20	22	サギ	記載無し	記載無し	記載無し		水稲等
	八頭町	20	22	サギ	記載無し	記載無し	記載無し		水稲
	智頭町	20	22	サギ	記載無し	記載無し	記載無し		
	大山町	22	24	サギ類	記載無し	記載無し	記載無し		水稲
	江府町	21	23	サギ類	[60]	[100]	[120]		水稲等
	日南町	21	23	サギ類	[20]	[20]	[20]		水稲
島　根	松江市	20	22	サギ類	[100]	[100]	[100]		水稲、野菜
	安来市	20	22	サギ類	[100]	[100]	[100]		水稲、魚
	益田市	20	22	サギ類	[30]	[40]	[50]		漁業権魚種（アユ）
	隠岐の島町	20	22	サギ類	[40]	[40]	[40]		水稲等
	飯南町	20	22	サギ類	10	10	10		水稲、川魚（鮎、ヤマメ）
	吉賀町	20	22	サギ類	[100]	[120]	[140]		水産物、水稲
岡　山	新見市	20	22	アオサギ	[110]	[110]	[110]		放流魚の食害
広　島	福山市	20	22	アオサギ	60	60	60		
	庄原市	21	23	サギ類	[255]	[670]	[670]		アユ、ヤマメ
	安芸高田市	21	23	サギ類	108	118	118		アユ、ハヤ、ウグイ、その他魚類
	東広島市	21	23	アオサギ	記載無し	記載無し	記載無し		野菜、果樹
	神石高原町	20	22	サギ類	[40]	[40]	[40]		水稲
	安芸太田町	20	22	アオサギ	40	40	40		魚類（アマゴ、マス、アユ、コイ）
山　口	山口市	22	24	サギ類	[30]	[30]	[30]		水稲
	防府市	21	23	サギ類	[10]	[10]	[10]		水稲、麦
	萩市	20	22	サギ類	[50]	[50]	[50]		水稲
	阿武町								
徳　島	那賀町	20	22	アオサギ	220	220	220		魚類（アユ・アメゴ）
福　岡	八女市	21	23	アオサギ	11	11	11		アユの稚魚・成魚
									オイカワ
佐　賀	鳥栖市	23（注3）	25	ドバト等鳥類	[900]	[900]	[900]		水稲
	基山町								
	みやき町								
	上峰町								
	神埼市	20	22	サギ（アマサギを除く）	[50]	[50]	[50]		水稲
長　崎	五島市	20	22	サギ	[167]	[167]	[167]		農作物被害
									水産物被害

（注1）平成22年度分の計画駆除数を青地で示す。（注2）計画駆除数および被害金額等が他の鳥類種との合算値で示されている場合は数値を角括弧で示す。（注3）鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町は、平成22年度分の計画が記された防止計画は入手できなかったが、アオサギに関係する内容はその後も変更されていない（鳥栖市担当者からの聞き取り）ため、平成23年度策定の計画の数値で代用した。

表2-(2)　各市町村ごとの鳥獣被害防止計画の概要

都道府県名	市町村名	被害の現状（注2）				被害軽減目標（注2）					
						被害金額（千円）		被害面積（ha）		被害量（kg）	
		被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害量（kg）	被害数値算出年度	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
北海道	芽室町										
	日高町	669.0	0.70		H19	67.0	50.0	0.70	0.50		
		1,500.0									
岩　手	藤沢町（現一関市）	37.5	0.25		H20	37.5	18.8	0.25	0.13		
新　潟	十日町市	2,150.0	11.46		H20	24,710.0	17,300.0	11.97	8.38		
		40.0	0.34								
		50.0	0.17								
		22,470.0									
	糸魚川市				H20						
富　山	滑川市										
	射水市										
	氷見市	[110.0]	[0.10]		H21	[110.0]	[100.0]				
福　井	おおい町	80.0	3.00		H19	80.0		3.00			
	若狭町										
	小浜市										
	敦賀市		[0.20]		H19						
長　野	大町市	[16,500.0]		[11,000.00]	H19	[16,500.0]	[14,850.0]			[11,000.00]	[9,900.00]
	安曇野市	[11,680.0]		[14,600.00]	H19	[11,680.0]	[10,512.0]			[14,600.00]	[13,100.00]
	池田町	[100.0]		[100.00]	H19	[100.0]	[50.0]				
	小谷村	990.0		(20,000尾)	H19	990.0	500.0			(20,000尾)	(10,000尾)
	白馬村	200.0	22.20		H19	200.0	140.0	22.20	15.00		
愛　知	新城市	[22.0]	[1.70]		H18						
		[5,900.0]		[2,000.00]							
	東栄町	250.0		500.00	H18					500.00	400.00
	設楽町	200.0			H18	200.0	100.0				
三　重	名張市	[4,000.0]		[2,000.00]	H19	[4,000.0]	[4,000.0]				
滋　賀	米原市	[400.0]		[200.00]	H19	[400.0]	[320.0]			[200.00]	[160.00]
奈　良	黒滝村	[500.0]		[(2,000尾)]	H20	[500.0]	[0.0]				
	天川村	830.0		(3,300尾)	H20						
		3,030.0		(5,500尾)							
鳥　取	鳥取市										
	倉吉市	374.0	0.34		H20						
	若桜町										
	八頭町										
	智頭町										
	大山町	[55.0]	[0.05]		H20						
	江府町										
	日南町	[165.0]	[0.15]		H20	[165.0]	[99.0]	[0.15]	[0.09]		
島　根	松江市	[300.0]	[0.21]		H19	[300.0]	[100.0]	[0.21]	[0.08]		
	安来市	[460.0]	[2.00]		H19						
	益田市	[10,000.0]			H19						
	隠岐の島町	[355.0]	[0.40]		H19						
	飯南町										
	吉賀町										
岡　山	新見市	[2,000.0]			H19	[2,000.0]	[1,400.0]				
広　島	福山市					0.0	0.0	0.00	0.00		
	庄原市	[19,000.0]			H20	[19,000.0]	[9,500.0]				
	安芸高田市	[2,130.0]			H20	[2,130.0]	[1,490.0]				
	東広島市	[540.0]	[379.00]		H20	[540.0]	[400.0]	[379.00]	[284.00]		
	神石高原町	[1,400.0]	[7.00]		H19	[1,400.0]	[980.0]	[7.00]	[5.00]		
	安芸太田町	5,400.0			H19	5,400.0	3,800.0				
山　口	山口市	[568.0]	[0.50]		H21	[568.0]	[486.0]				
	防府市	[545.0]	[0.50]		H20	[545.0]	[436.0]	[0.50]	[0.40]		
	萩市	[1,926.0]	[1.70]		H19	[1,926.0]	[1,540.0]				
	阿武町										
徳　島	那賀町	1,200.0			H19	1,200.0	1,080.0				
福　岡	八女市	[3,540.0]		[1,360.00]	H19						
		[2,770.0]		[2,310.00]							
佐　賀	鳥栖市	[1,646.0]	[15.10]		H22						
	基山町										
	みやき町										
	上峰町										
	神埼市		[1.00]		H19			[1.00]	[0.50]		
長　崎	五島市	[1.6]	[0.70]		H19						
		[2,745.0]									

（注2）計画駆除数および被害金額等が他の鳥類種との合算値で示されている場合は数値を角括弧で示す。

表2-(3） 各市町村ごとの鳥獣被害防止計画の概要

都道府県名	市町村名	特記事項
北海道	芽室町	計画駆除数は鳥類（ドバト、キジバト、アオサギ、カラス）の合算値。
	日高町	被害軽減目標の数値は養殖魚の被害は含まない。
岩　手	藤沢町（現一関市）	
新　潟	十日町市	
	糸魚川市	
富　山	滑川市	
	射水市	
	氷見市	計画駆除数、被害数値はゴイサギとの合算値。
福　井	おおい町	
	若狭町	計画駆除数は鳥類（カラス・カワウ・アオサギ）の合算値。
	小浜市	
	敦賀市	被害数値はカワウとの合算値。
長　野	大町市	計画駆除数は「必要数」と記載。被害数値はカワウとの合算値。
	安曇野市	被害数値はゴイサギ、カワウとの合算値。
	池田町	計画駆除数はゴイサギ、チュウサギとの合算値。被害数値はカワウ、サギ類等の合算値。
	小谷村	
	白馬村	
愛　知	新城市	水稲の被害数値は、カラス、ヒヨドリ、キジバトとの合算値。
		水産物の被害数値はカワウとの合算値。
	東栄町	
	設楽町	
三　重	名張市	被害数値はカワウとの合算値。
滋　賀	米原市	被害数値はカワウとの合算値。
奈　良	黒滝村	被害数値はカワウとの合算値。
	天川村	
鳥　取	鳥取市	
	倉吉市	計画駆除数はカワウとの合算値。
	若桜町	
	八頭町	
	智頭町	
	大山町	被害数値はサギ類の合算値。
	江府町	計画駆除数はカラスとの合算値。
	日南町	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
島　根	松江市	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
	安来市	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
	益田市	計画駆除数と被害数値はサギ類、カワウとの合算値。被害金額の根拠は不明確との脚注あり。
	隠岐の島町	計画駆除数はサギ類の合算値。被害数値はサギ類とカラスとの合算値。
	飯南町	対象鳥獣はサギ類だが、計画駆除数はアオサギ単独の値。
	吉賀町	計画駆除数は鳥類（カワウ、サギ類、カラス）の合算値。
岡　山	新見市	計画駆除数はゴイサギ、ダイサギ、コサギとの合算値。被害数値はサギ類とカワウとの合算値。
広　島	福山市	
	庄原市	計画駆除数はサギ類の合算値（H21年度の値は実績）。被害数値はサギ類とカワウとの合算値。
	安芸高田市	対象鳥獣はサギ類だが、計画駆除数はアオサギ単独の値。 被害数値はカワウとの合算値。
	東広島市	被害数値はカラスその他鳥類の合算値。ただし、アオサギは被害品目への害は無いとの認識。
	神石高原町	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
	安芸太田町	
山　口	山口市	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
	防府市	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
	萩市	両市町の合同計画。 計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
	阿武町	
徳　島	那賀町	
福　岡	八女市	被害数値は、コサギ、ゴイサギ、カワウ、アオサギの合算値。
佐　賀	鳥栖市	4市町の合同計画。　H22年度の計画が記された資料が得られなかったためH23年度策定の計画で代用した。内容についてはサギ類に関する項目についてはH22年度のものと同じとの報告を受けている。計画駆除数はドバト等鳥類全体の合算値。被害の現状については、サギ類に関係する被害（水稲）のみ抜粋した。
	基山町	
	みやき町	
	上峰町	
	神埼市	佐賀市と吉野ヶ里町との合同計画。 計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。
長　崎	五島市	計画駆除数と被害数値はサギ類の合算値。

表3　第11次鳥獣保護事業計画の許可基準におけるアオサギの駆除時期等に関する都道府県別規定内容

都道府県	「捕獲対象でない鳥獣の繁殖に支障がある期間は避ける」に類する規定の有無	「指針」には無く、都道府県が独自に加えた規定
北海道	○	
青　森	○	
岩　手	○	
宮　城	×	（鳥獣の繁殖時期はできる限り捕獲を避けるものとする。）（注1）
秋　田	×	鳥獣の繁殖期における捕獲はできるだけ避けることとし、鳥獣の種類により被害発生時期と繁殖期が一致するものにあっては捕獲区域を制限し、原則として営巣及び繁殖の場所等は除外するものとする。
山　形	○	
福　島	○	
茨　城	○	
栃　木	○	
群　馬	○	
埼　玉	○	
千　葉	○	サギ類の集団繁殖地（中略）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う（後略）
東　京	○	
神奈川	○	
新　潟	×	
富　山	○	
石　川	×	（前略）鳥獣の繁殖期においては、緊急やむを得ない場合を除き、原則として許可しないものとする。
福　井	○	
山　梨	○	鳥獣の繁殖に支障がある期間（中略）についてはできるだけ避けることとする。（許可基準表中の記載）
長　野	○	
岐　阜	×	（愛鳥週間の期間5月10日から5月16日まで）の期間は原則として許可しないものとし、当該鳥獣の繁殖期間に十分配慮する。
静　岡	×	
愛　知	○	
三　重	○	愛鳥週間、動物愛護週間の時期は避けるよう配慮する。
滋　賀	○	
京　都	○	愛鳥週間（5月10日～5月16日）、動物愛護週間（9月20日～9月26日）の期間中の捕獲は（中略）避けるよう努める。
大　阪	○	
兵　庫	○	
奈　良	○	
和歌山	○	
鳥　取	○	
島　根	○	
岡　山	○	
広　島	○	サギ類（チュウサギを除く）は、原則コロニーの繁殖期の許可はしない。（許可基準表中の記載の要約）
山　口	○	
徳　島	○	鳥類にあっては、その種の繁殖期間を除く。（許可基準表中の記載）
香　川	×	愛鳥週間（5月10～16日）における鳥類の捕獲許可及び鳥類の繁殖期（4～6月）の捕獲許可については、特別の事由がない限り避けるものとする。
愛　媛	○	
高　知	×	繁殖期の鳥類を保護するため、4月1日から7月31日までの期間は原則として銃器による捕獲は許可しません。ただし、現に被害が発生している場合及びわな、あみによる捕獲ができない場合は、この限りではありません。
福　岡	×	
佐　賀	×	
長　崎	×	原則として、「愛鳥週間」「動物愛護週間」の期間中は除く。
熊　本	×	
大　分	○	
宮　崎	○	鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避けるものとする。（許可基準表中の記載）
鹿児島	×	
沖　縄	○	

（注1）捕獲期間の詳細は鳥獣保護事業計画でなく「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」で規定するとしている。同要領は確認していないが、表に示した文言が県内複数市町村策定の「有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」に見られることから、県の要領で同様の規定があるものと思われる。

表4　国、都道府県、市町村において集計された駆除数の比較

都道府県	環境省発表の「鳥獣関係統計」の駆除数	都道府県から情報提供された駆除数	市町村から情報提供された駆除数
北海道	23	23	23
青　森	0	0	
岩　手	197	197	
宮　城	0	0	
秋　田	12	12	
山　形	331	329	
福　島	49	49	
茨　城	0	0	
栃　木	0	0	
群　馬	0	0	
埼　玉	0	0	
千　葉	0	0	
東　京	0	0	
神奈川	0	0	
新　潟	311	311	311
富　山	70	70	70
石　川	42	40	
福　井	47	47	47
山　梨	0	0	
長　野	119	118	129
岐　阜	0	0	
静　岡	105	105	
愛　知	126	126	126
三　重	19	19	19
滋　賀	60	60	60
京　都	10	10	
大　阪	0	0	
兵　庫	4	4	
奈　良	0	15	15
和歌山	358	358	374
鳥　取	40	40	59
島　根	202	202	202
岡　山	188	188	188
広　島	542	263	442
山　口	58	26	26
徳　島	3	3	42
香　川	1	1	
愛　媛	21	21	
高　知	99	99	99
福　岡	111	111	111
佐　賀	23	23	23
長　崎	121	121	121
熊　本	56	56	56
大　分	36	36	36
宮　崎	18	18	
鹿児島	10	10	
沖　縄	0	0	
合　計	3,412	3,111	

（注）市町村と都道府県の駆除数、または都道府県と国の駆除数が一致していない箇所を赤地で示す。都道府県が市町村の駆除内容の詳細を把握している場合は各市町村への問い合わせは行わず、「市町村から情報提供された駆除数」の欄は空欄とした。

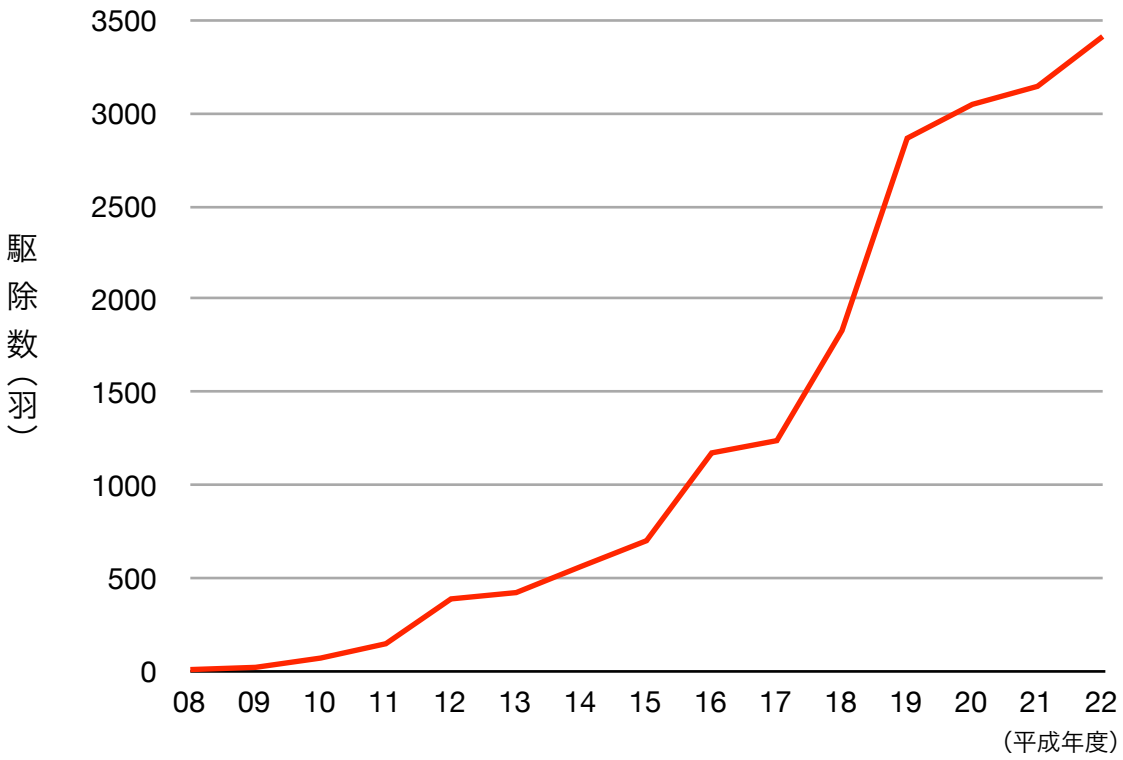

図1　全国のアオサギ駆除数の経年変化

（1）平成8年度から平成22年度
までの累計

合計 19,030 羽

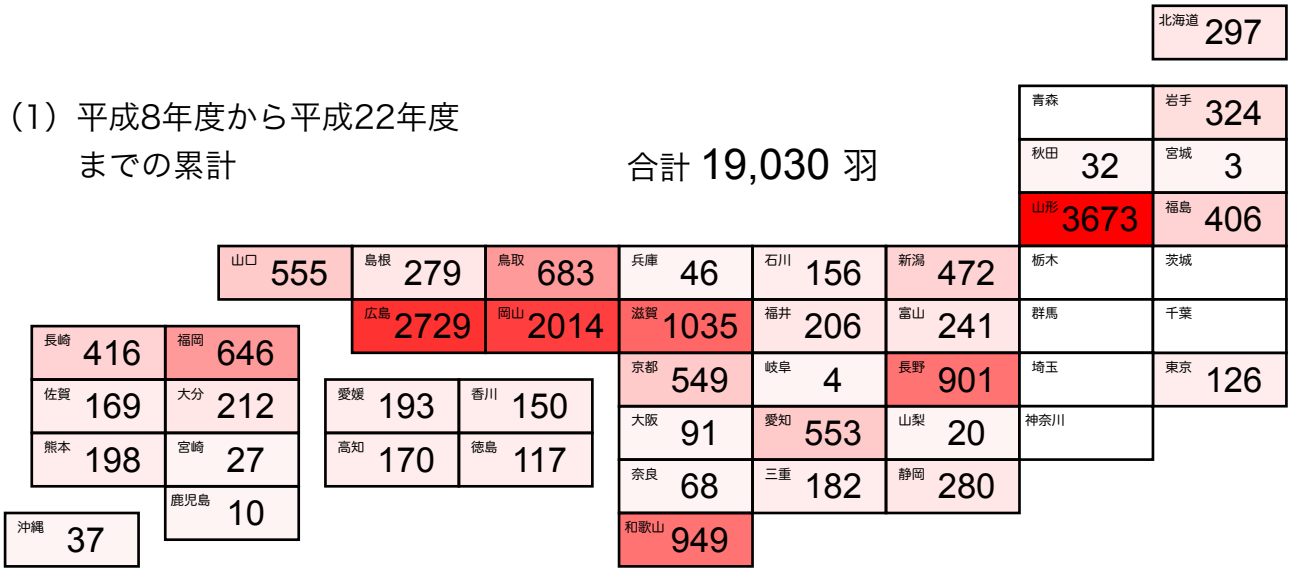

（2）平成H22年度

合計 3,412 羽

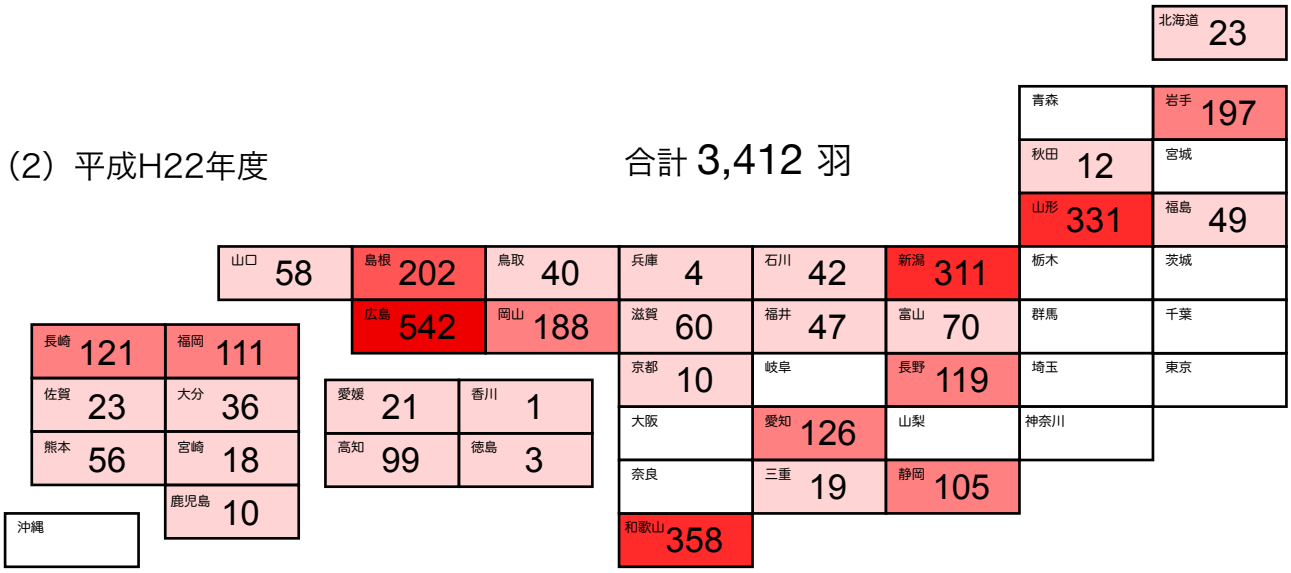

図2　アオサギの都道府県別駆除数

（注）駆除数の多い都道府県を濃い赤色で示す。数値は環境省発表の「鳥獣関係統計」による。（1）の都道府県別の数値には平成8、9年度の値（合計28羽）は含まれていない。

数値はアオサギの駆除を計画した市町村数（156）

括弧内の数値はアオサギを対象とした鳥獣被害防止計画を策定している市町村数（58）

：条例で捕獲権限を全市町村に委譲している都道府県（22）

：条例では捕獲権限を委譲していないが、防止計画を策定した市町村にのみ委譲している都道府県（2）

：条例では捕獲権限を委譲しておらず、防止計画を策定した市町村に対しても委譲を行っていない都道府県（6）

：条例では捕獲権限を委譲しておらず、いずれの市町村も防止計画を策定していない都道府県（17）

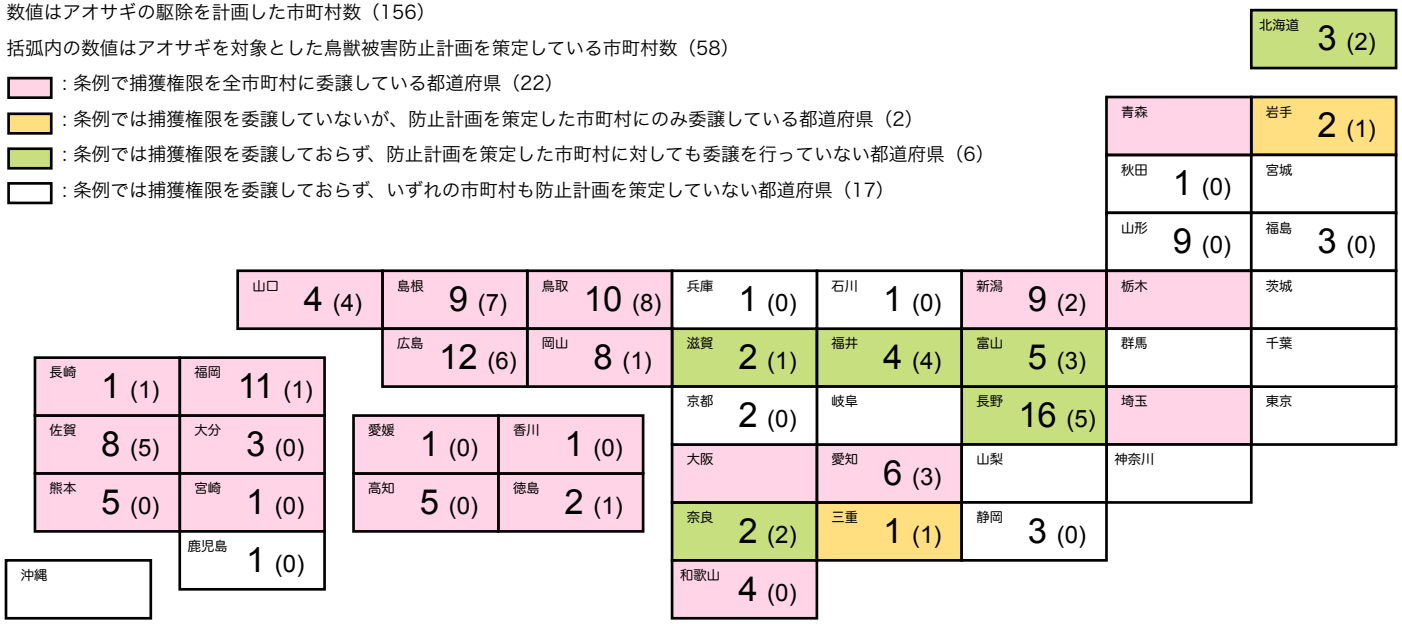

図3　平成22年度におけるアオサギの駆除計画策定状況および捕獲権限の市町村への委譲状況

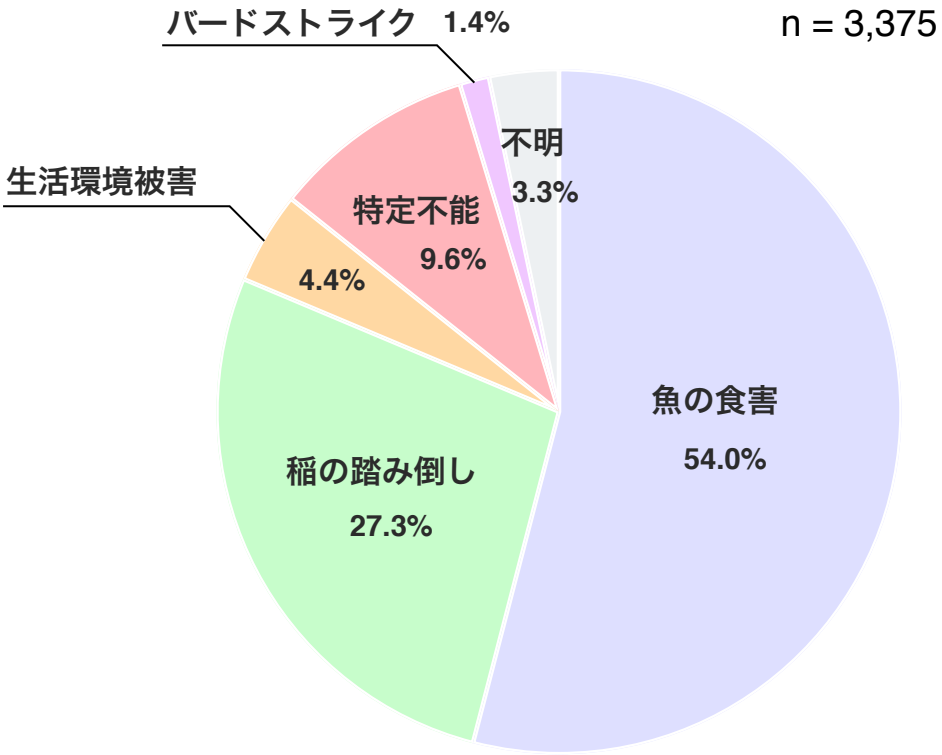

図4　アオサギの被害内容別駆除数（平成22年度）

（1）魚の食害による駆除

合計 1,824 羽

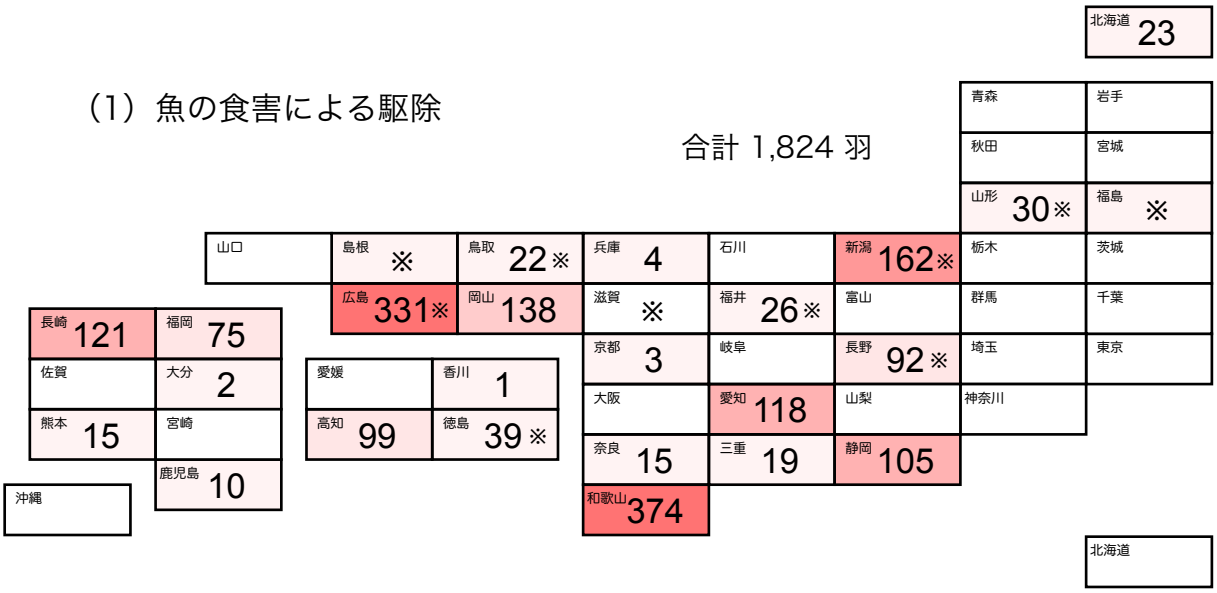

（2）稲の踏みつけ被害による駆除

合計 921 羽

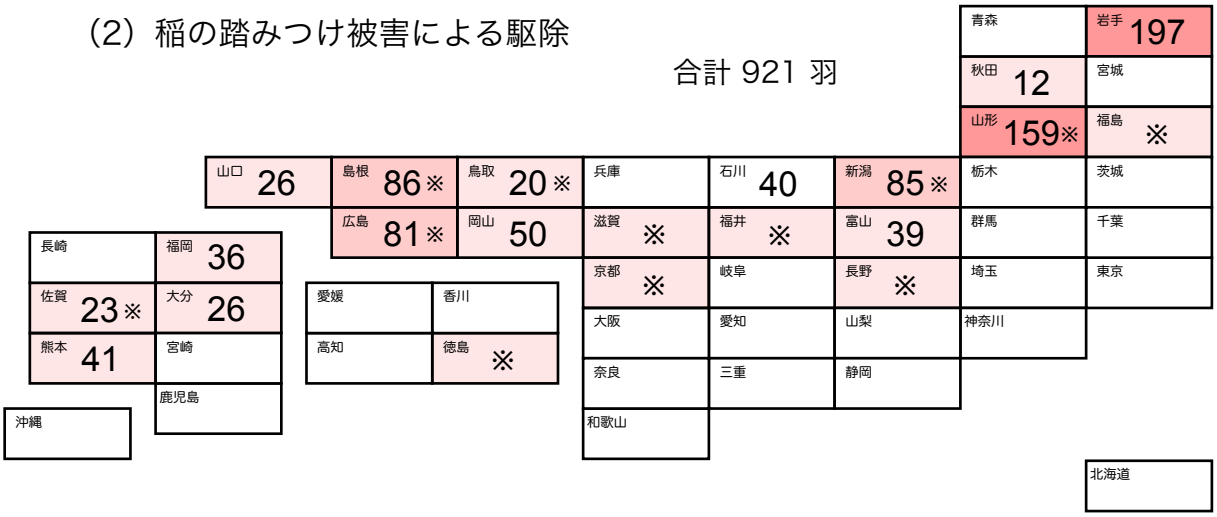

（3）生活環境被害による駆除

合計 147 羽

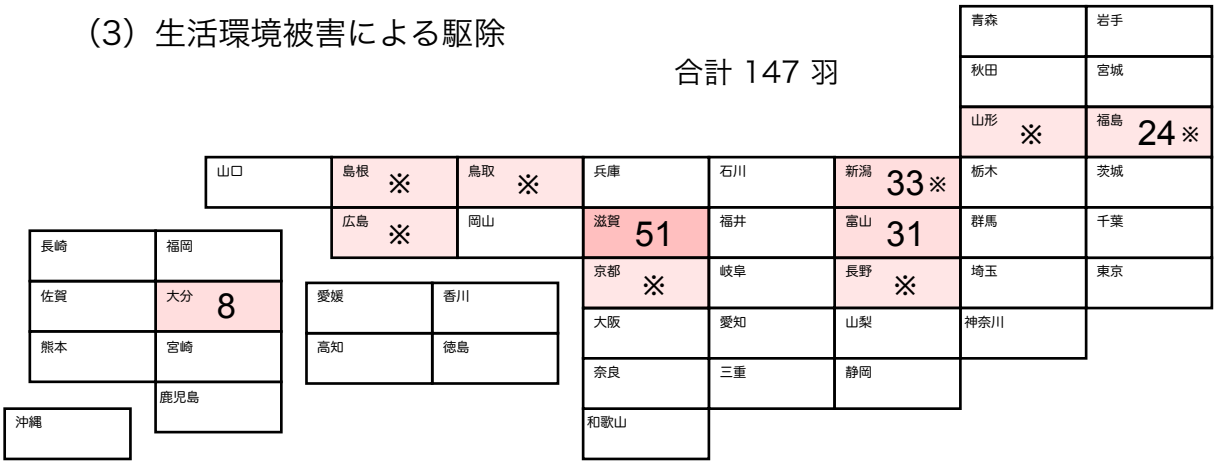

図5　被害内容別にみたアオサギの都道府県別駆除数（平成22年度）

（注）駆除数が特定できない場合（駆除理由不明、複数の駆除理由、他種との一括集計）は※印で示し、数値は確定値のみを示す。また、バードストライクによる駆除はここには含めていない。

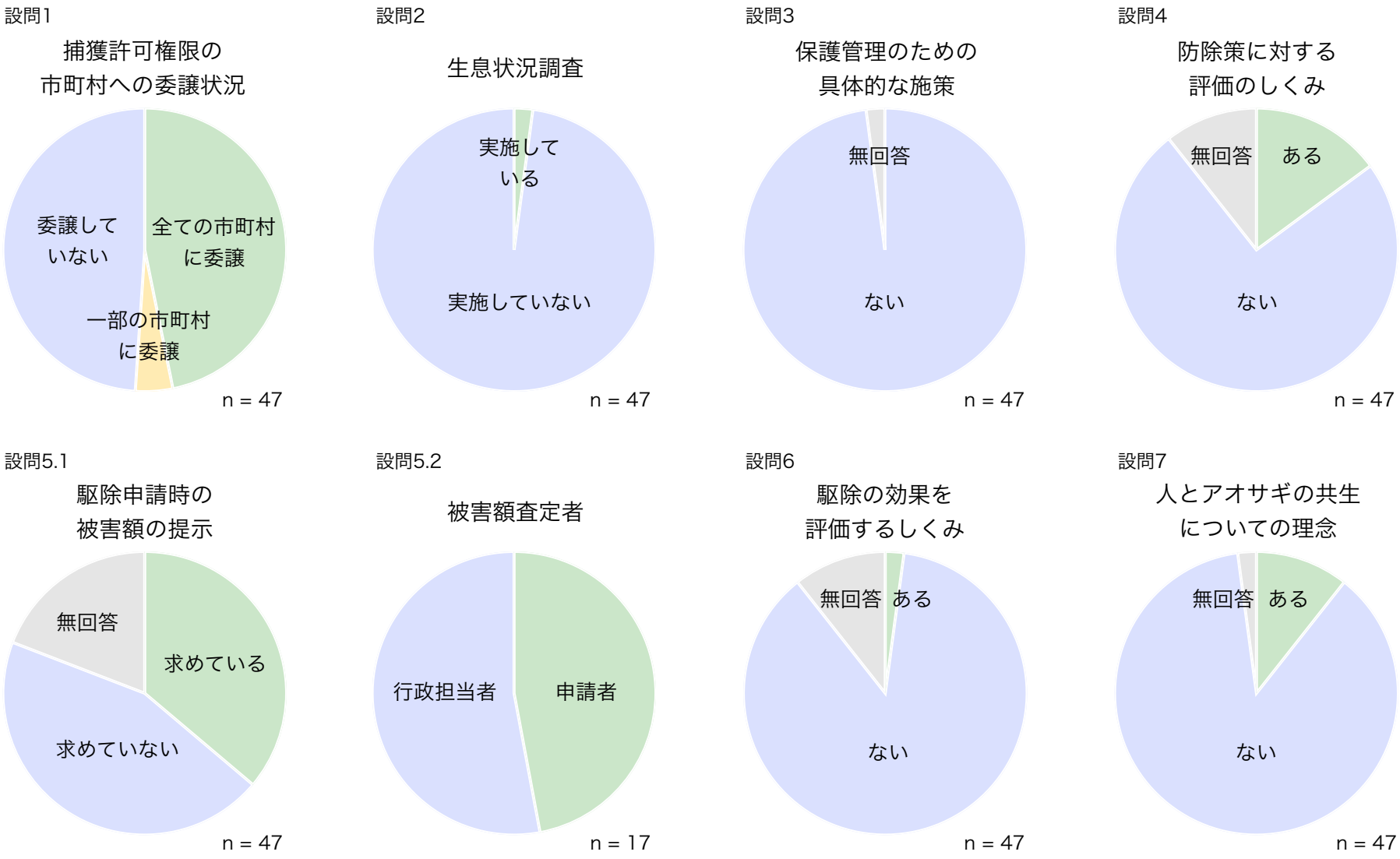

図6　都道府県のアオサギ保護管理行政に関するアンケート結果

（注）権限委譲や駆除申請がない等の理由で回答不能とされた場合は無回答に含めた。

付表1　平成10年度から平成22年度までの都道府県別アオサギ駆除数（「鳥獣関係統計」による）

	8（注1）	9（注1）	10（注2）		11（注2）		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
			国	都道府県	国	都道府県												
北海道			8	9	17	1	27	25	16	11	32	25	31	5	5	27	23	262
青　森																		0
岩　手															8	119	197	324
宮　城												3						3
秋　田															4	16	12	32
山　形							100	50	101	120	160	221	407	997	768	418	331	3,673
福　島														100	150	107	49	406
茨　城																		0
栃　木																		0
群　馬																		0
埼　玉																		0
千　葉																		0
東　京								28		27		37	34					126
神奈川																		0
新　潟														7	45	109	311	472
富　山															87	84	70	241
石　川											2	1	1		10	100	42	156
福　井									5	26				63	65		47	206
山　梨										10		10						20
長　野									38	78	59	70	104	150	154	129	119	901
岐　阜																4		4
静　岡								6	3		28	13	15	12	64	34	105	280
愛　知				7		15	16	23	25	25	14	27	27	53	61	112	126	531
三　重							20	27		10	14	9	15	12	27	29	19	182
滋　賀							49	64	63	115	103	98	163	99	121	100	60	1,035
京　都			12		26	26	52	55	77	49	53	47		10	48	20	10	485
大　阪				20		11		2		17			10					60
兵　庫											9	33					4	46
奈　良									17	26		15				10		68
和歌山									4		263				19	305	358	949
鳥　取											46	50	53	75	136	283	40	683
島　根							7	7				17	46				202	279
岡　山									43	30	40	116	426	513	439	219	188	2,014
広　島							96	70	89	115	165	232	283	298	215	624	542	2,729
山　口			2					37	62	21	84	44	32	101	53	59	58	553
徳　島								1	1			35	4	51	22		3	117
香　川										1	2	37	59	32	17	1	1	150
愛　媛					25					20	22	16	30	14	15	5	21	168
高　知											2	4	8	8	8	41	99	170
福　岡				2							70	48	72	104	160	77	111	644
佐　賀														27	66	53	23	169
長　崎													11	24	260		121	416
熊　本														98	1	43	56	198
大　分				10		26	21	27	19		5			4	17	11	36	176
宮　崎														8	1		18	27
鹿児島																	10	10
沖　縄												31			1	5		37
合　計	8	20	22	48	68	79	388	422	563	701	1,173	1,239	1,831	2,865	3,047	3,144	3,412	19,030

（注1）平成8年度および9年度については合計値のみ記した。この値は平成10年度の報告に記されていたものである。なお、それぞれの年度の報告には直近2年間の駆除数が合計値のみ表示されている。（注2）平成10年度および11年度は駆除の許認可権限が国と都道府県の両方にまたがっている。また、これ以前の許認可権限はすべて国にあり、これ以降はすべて都道府県にある。

付表2　平成22年度における各都道府県における被害内容別駆除数

都道府県	魚の食害	稲の踏みつけ	生活環境被害	複合（魚・稲）	複合（魚・環境）	複合（稲・環境）	複合（魚・稲・環境）	バードストライク防止	不明	合計
北海道	23									23
青　森										0
岩　手		197								197
宮　城										0
秋　田		12								12
山　形	30	159		105			35			329
福　島			24				25			49
茨　城										0
栃　木										0
群　馬										0
埼　玉										0
千　葉										0
東　京										0
神奈川										0
新　潟	162	85	33	23					8	311
富　山		39	31							70
石　川		40								40
福　井	26			21						47
山　梨										0
長　野	92			32	5					129
岐　阜										0
静　岡	105									105
愛　知	118							8		126
三　重	19									19
滋　賀			51						9	60
京　都	3					7				10
大　阪										0
兵　庫	4									4
奈　良	15									15
和歌山	374									374
鳥　取	22	20					17			59
島　根		86		23					93	202
岡　山	138	50								188
広　島	331	81		29					1	442
山　口		26								26
徳　島	39			3						42
香　川	1									1
愛　媛								21		21
高　知	99									99
福　岡	75	36								111
佐　賀		23								23
長　崎	121									121
熊　本	15	41								56
大　分	2	26	8							36
宮　崎								18		18
鹿児島	10									10
沖　縄										0
合　計	1,824	921	147	236	5	7	77	47	111	3,375

（注）駆除数は都道府県の集計値を参考にしたが、市町村の集計値と異なる場合は市町村の集計値を採用した。このため、環境省発表の「鳥獣関係統計」の数値とは異なる。福島県の生活環境被害には植生への被害も一部含まれる。

付表3　アンケートの質問内容および都道府県別回答

アンケートの内容	
問1	アオサギの駆除に関し、鳥獣保護法における許認可業務について、市町村への委譲状況は次のうちどれに当てはまりますか？
	1．全ての市町村に委譲　2．一部の市町村に委譲　3．委譲していない
問2	アオサギの生息状況を把握するための調査（モニタリング）を行っていますか？
	1．行っている　2．行っていない
問3	アオサギの保護管理を個体群レベルで行う上で、科学的知見に基づく具体的な施策がありますか？
	1．ある　2．ない
問4	アオサギの駆除申請を審査する際に、申請者がそれまでに試みた防除策に対して評価するしくみ、および評価基準はありますか？
	1．ある　2．ない
問5.1	農林水産関係の被害に係るアオサギの駆除申請に際し、申請者に被害額の提示を求めていますか？
	1．求めている　2．求めていない
問5.2	求めていると答えられた場合、提示される被害額は誰が査定していますか？
	1．申請者　2．行政担当者　3．その他
問6	実施されたアオサギの駆除について、その効果を評価するしくみはありますか？
	1．ある　2．ない
問7	人とアオサギの共生について、理念やビジョンがありますか？
	1．ある　2．ない

都道府県	設問番号							
	1	2	3	4	5.1	5.2	6	7
北海道	3	2	2	2	2	-	2	1
青　森	1	2	2	2	2	-	2	2
岩　手	3	2	2	2	2	-	2	2
宮　城	3	2	×	2	×	×	2	×
秋　田	3	2	2	2	2	-	2	2
山　形	2	2	2	2	2	-	2	2
福　島	3	2	2	2	2	-	2	2
茨　城	3	2	2	1	2	-	2	2
栃　木	1	2	2	2	2	-	2	2
群　馬	3	2	2	2	2	-	2	2
埼　玉	1	2	2	2	2	-	2	2
千　葉	3	2	2	2	□	□	□	2
東　京	3	2	2	2	2	-	2	2
神奈川	3	2	2	2	1	1	2	2
新　潟	1	2	2	△	△	△	△	2
富　山	3	2	2	2	2	-	2	1
石　川	3	2	2	2	2	-	2	2
福　井	3	1	2	1	1	2	2	1
山　梨	3	2	2	2	1	2	2	2
長　野	3	2	2	2	1	1	2	2
岐　阜	3	2	2	1	2	-	2	2
静　岡	3	2	2	1	2	-	2	1
愛　知	1	1	2	2	1	1	2	2
三　重	2	2	2	2	1	1	2	2
滋　賀	3	2	2	2	1	2	2	2
京　都	3	2	2	2	2	-	2	2
大　阪	1	2	2	1	1	1	2	2
兵　庫	3	2	2	2	2	-	2	2
奈　良	3	2	2	2	2	-	2	2
和歌山	1	2	2	2	△	△	2	2
鳥　取	1	2	2	2	1	2	2	2
島　根	1	2	2	△	△	△	△	2
岡　山	1	2	2	2	2	-	2	2
広　島	1	2	2	□	1	2	2	2
山　口	1	2	2	2	2	-	2	2
徳　島	1	2	2	2	1	2	2	2
香　川	1	2	2	2	1	2	2	2
愛　媛	1	2	2	2	□	□	2	2
高　知	1	2	2	△	△	△	△	2
福　岡	1	2	2	2	2	-	2	2
佐　賀	1	2	2	△	△	△	△	2
長　崎	1	2	2	2	1	1	1	2
熊　本	1	2	2	1	1	1	2	2
大　分	1	2	2	1	1	2	2	1
宮　崎	1	2	2	2	1	1	2	2
鹿児島	3	2	2	2	1	2	2	2
沖　縄	3	2	2	2	□	□	2	2

（注）×：無回答。△：市町村への権限委譲により回答不能との記載あり。□：駆除申請が無く回答不能との記載あり。回答は問い合わせ時（平成24年）の状況であり、今回の報告で焦点を当てた平成22年度の状況とは異なることがある。たとえば、設問1における岩手県および山形県の番号は、平成22年度はそれぞれ2と3に変わる。

付表4　第11次鳥獣保護事業計画におけるアオサギの駆除の規定に関する都道府県別言及状況（注1）

都道府県	アオサギに対する予察捕獲の可否（注2）	予察捕獲を実施するにあたっての生息状況調査に関する方針（注3）	予察表におけるアオサギ（またはサギ類）の表記の有無	許可基準の設定における国の指針と同内容の規定におけるアオサギの表記の有無	許可基準表におけるアオサギ（またはサギ類）の表記の有無
北海道	不明	なし	○	×	×
青　森	不明	なし	×	×	×
岩　手	不明	なし（生息状況の推移等を勘案）	×	○	×
宮　城	不可	なし（生息状況の推移等を勘案）	○	×	×
秋　田	可	指針同様	○	×	×
山　形	不明	なし	×	×	○
福　島	不可	なし（過去5年間の生息状況を検討）	×	○	○
茨　城	不可	指針同様	×	○	×
栃　木	不可	なし	×	○	×
群　馬	不可	なし（生息状況等を勘案）	×	×	×
埼　玉	不可	なし（生息状況等を勘案）	○	×	×
千　葉	不明	指針同様	○	×	×
東　京	不可	なし	×	×	×
神奈川	不可	なし	×	×	×
新　潟	不明	なし（過去5年間の生息状況を検討）	×	○	×
富　山	不明	なし（生息状況等を勘案）	○	○	×
石　川	不明	指針同様（但し、過去3年間の生息状況）	○	×	×
福　井	不明	指針同様	○	○	×
山　梨	不可	なし（生息状況等を記載）	×	×	×
長　野	不明	なし	×	○	×
岐　阜	可	指針同様（但し、過去3年間の生息状況）	○	×	×
静　岡	可	なし（生息状況等を明らかにする）	○	×	×
愛　知	不可	なし	×	○	×
三　重	不可	なし	×	○	×
滋　賀	不明	指針同様	○	○	○
京　都	不明	指針同様	○	×	×
大　阪	不明	生息状況等について調査、検討を行う	○	○	×
兵　庫	不可	指針同様	×	×	×
奈　良	不可	指針同様	×	×	×
和歌山	可	指針同様	○	×	○
鳥　取	不明	なし（生息状況の意見聴取）	×	○	×
島　根	不明	なし（過去5年間の生息状況を検討）	○	○	×
岡　山	不明	なし（生息状況の推移等を勘案）	×	×	×
広　島	可	指針同様	○	×	○
山　口	不可	なし（生息状況の推移等を勘案）	×	×	○
徳　島	可	指針同様	○	×	○
香　川	不明	指針同様	×	○	×
愛　媛	不明	指針同様	×	○	×
高　知	不明	なし（生息状況の推移を把握）	○	○	×
福　岡	可	生息状況について調査、検討を行う	○	○	○
佐　賀	不明	なし（生息状況を検討）	○	×	○
長　崎	不可	なし	×	×	×
熊　本	可	なし（生息状況等を勘案）	○	×	○
大　分	不明	指針同様	○	○	○
宮　崎	不可	指針同様	×	○	×
鹿児島	不可	なし	×	○	×
沖　縄	不可	指針同様	×	×	×

（注1）アオサギの予察捕獲について、許可すると明記している都道府県を赤地、許可しないと明記している都道府県を青地で示す。（注2）予察捕獲の可能なことが文中に明示されている場合を「可」とした。（注3）国が示した指針の文面と内容が同じものについては「指針同様」と記した。指針の文面は以下のとおりである。「予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。」

付表5　第11次鳥獣保護事業計画の許可基準表におけるアオサギに関する都道府県別記載内容

都道府県	許可権者	鳥獣名	方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数	被害対象	備考
北海道									
青　森									
岩　手									
宮　城									
秋　田									
山　形	知事（総合支庁長）	サギ類	銃、網	原則として、市町村の被害発生区域内に限るものとするが、隣接市町村等広域的な区域で許可できるものとする。	原則として、被害等が生じている時期と一致させ、できる限り、短期間とする。	60日以内			鳥獣名は、サギ類、カワウとして指定
福　島	県知事	アオサギ	許可権者がその都度定める			許可権者がその都度定める	許可権者がその都度定める		
茨　城									
栃　木									
群　馬									
埼　玉									
千　葉									
東　京									
神奈川									
新　潟									
富　山									
石　川									
福　井									
山　梨									
長　野									
岐　阜									
静　岡									
愛　知									
三　重									
滋　賀	知事	アオサギ	一般的猟法	被害防止のために必要最小限の区域	被害時期	原則銃器の場合1か月、銃器以外の場合3か月以内	必要最小限度	水稲（苗の踏荒らし）、アユ、マス等	鳥獣名は、ダイサギ、コサギ、アオサギとして指定
京　都									
大　阪									
兵　庫									
奈　良									
和歌山	市町村長	アオサギ	銃器	当該市町村の区域	通年	3ヶ月以内	必要最小限	アユ、アマゴ	鳥獣名は、カワウ、アオサギとして指定
鳥　取									
島　根									
岡　山									
広　島	市町長	サギ類	銃器、網		通年			養殖魚介類、稲、糞公害	鳥獣名は、サギ類（チュウサギを除く）として指定。原則コロニーの繁殖期の許可はしない
山　口	市町長	アオサギ	危険猟法及びかすみ網以外の猟法	被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする	原則として被等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期	30日以内	必要最小限		鳥獣名は、カワウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、カモ類（狩猟鳥獣）、トビ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ウソ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、カラス類（狩猟鳥獣）として指定
徳　島	県知事及び権限委譲を受けた市町村長	サギ類	銃器	市町村又は環境大臣が定める法人の管轄の範囲内	被害が発生した時期又は発生する恐れのある時期。ただし、鳥類にあっては、その種の繁殖期間を除く。	90日以内	20羽以内	魚類、稲	鳥獣名のサギ類は、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギに限ると表記
香　川									
愛　媛									
高　知									
福　岡	市町村長	アオサギ	銃器、網（かすみ網を除く）、わな	被害発生地及びその周辺	必要かつ適切な時期	30日間を標準とする	必要な最小限の羽数	水稲、麦類、果樹類、野菜類、豆類、イモ類、飼料作物、ノリ、貝類、川魚、養魚、生活環境、生態系等	鳥獣名は、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、狩猟鳥として指定。
佐　賀	市町長	アオサギ	銃器、網	被害発生区域	必要かつ適正な時期	必要かつ適切な期間	必要最小限の数	水稲等	鳥獣名は、サギ類としてダイサギ、コサギ、アオサギを指定
長　崎									
熊　本	市町村長	サギ類	銃器	当該市町村内の必要な区域	通年	30日以内	15羽	海苔、養殖魚、居住環境	
大　分	市町村長	アオサギ	銃器、網、わな	市町村	通年	原則3ヶ月以内	必要最小限		鳥獣名は、上記以外の狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビとして指定
宮　崎									
鹿児島									
沖　縄									

付表6　第11次鳥獣保護事業計画の予察表におけるアオサギに関する都道府県別記載内容

都道府県	加害鳥獣	被害対象	被害発生時期	被害発生地域	備考
北海道	サギ類	水稲、養殖魚	4月–10月	道央、道北、道東	
青　森					
岩　手					
宮　城	サギ類	水稲	7月–8月	栗原市	
秋　田	サギ類	養殖魚、水稲	6月–8月	八郎潟村、大潟村、大仙市、美郷町	
山　形					
福　島					
茨　城					
栃　木					
群　馬					
埼　玉	サギ類	放流魚、養殖魚、水稲、フン害による樹木の枯死、悪臭など	通年	県内全域	サギ類は「予察捕獲許可対象種」に該当しない
千　葉	サギ類	稲（踏みつけ）、水産物全般、生活被害、樹木への糞害	通年（農作物被害は3月–9月）	我孫子市、成田市、佐倉市、印西市、白井市、大網白里町、勝浦市、御宿町、木更津市、富津市、館山市、南房総市	
東　京					
神奈川					
新　潟					
富　山	サギ類	水稲、養鯉場、淡水魚（アユ、サケ稚魚）	通年	県下全域、各河川	
石　川	サギ類	水稲、野菜	4月–10月	白山市、かほく市、羽咋市、志賀町、輪島市、穴水町、能登町	
福　井	サギ類	水稲、生活環境	5月–6月	越前市、南越前町、敦賀市、若狭町、小浜市、おおい町	
山　梨					
長　野					
岐　阜	サギ類		通年	飛騨	
静　岡	アオサギ	アユ、航空機	通年	焼津市、伊豆の国市	
愛　知					
三　重					
滋　賀	アオサギ	水稲	4月–11月	琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田	加害鳥獣名は、ダイサギ、コサギ、アオサギとして指定
京　都	サギ類	水稲、川魚等	通年	京都市、福知山市、綾部市、丹後管内全域	
大　阪	サギ類	航空機	通年	豊中市、八尾市、泉佐野市、泉南市、田尻町	加害鳥獣名は、ケリ、タゲリ、トビ、カラス類、ドバト、シギ類、サギ類として指定
兵　庫					
奈　良					
和歌山	アオサギ	アユ、アマゴ	通年	橋本市、かつらぎ町、有田市、由良町	加害鳥獣名は、サギ（アオサギ、コサギ、ダイサギ）として指定
鳥　取					
島　根	サギ類	水稲(苗)、ドジョウ、アユ、川魚等	通年	全域	加害鳥獣のサギ類は、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギを指す
岡　山					
広　島	サギ類	養殖魚介類、稲ほか	4月–10月	福山市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、神石高原町	加害鳥獣名は、サギ類（チュウサギを除く）として指定
山　口					
徳　島	アオサギ	魚類、稲	通年	海陽町、那賀町	捕獲時期は5月を除く
香　川					
愛　媛					
高　知	アオサギ	水稲、鮎他川魚全般、航空機	通年	県内河川流域、高知竜馬空港一円	
福　岡	サギ類	水稲、川魚、錦鯉、豆類、麦類	通年	糸島市、田川市、久留米市、八女市、築上町	
佐　賀	サギ類	水稲、大豆	4月–10月	佐賀市、唐津市、嬉野市、神埼市、鹿島市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、白石町	
長　崎					
熊　本	サギ類	海苔、養殖魚、居住環境	通年	熊本、宇城、玉名、鹿本、 阿蘇、上益城	
大　分	サギ	水稲	4月–7月	竹田市	
宮　崎					
鹿児島					
沖　縄					

付表7　第11次鳥獣保護事業計画の防除方法等に関する計画表等におけるアオサギに関する都道府県別記載内容

都道府県	鳥獣名	期間	捕獲方法	防除方法	備考
北海道					
青　森					
岩　手					
宮　城					
秋　田					
山　形					
福　島					
茨　城					
栃　木					
群　馬					
埼　玉	サギ類		銃器	防鳥網、目玉風船、テープ゛、かかし	
千　葉					
東　京					
神奈川					
新　潟					
富　山					
石　川					
福　井					
山　梨					
長　野					
岐　阜					
静　岡					
愛　知					
三　重					
滋　賀	アオサギ	H24年度–H28年度		被害の状況を把握するとともに、市町および農業者により爆音機、目玉風船、防鳥テープ、防鳥ネット、爆竹、防鳥用プロペラ、音声発生機等による防除等を行う	鳥獣名は、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモとして指定。被害箇所は比較的少ない
京　都					
大　阪					
兵　庫					
奈　良					
和歌山					
鳥　取					
島　根					
岡　山					
広　島					
山　口					
徳　島					
香　川					
愛　媛					
高　知					
福　岡					
佐　賀	サギ類	H24年度–H28年度		市町・関係団体等との意見調整、効果的な防除方法等の検討及び必要な措置の推進	鳥獣名は、カラス、カワラバト（ドバト）、サギ類として指定
長　崎					
熊　本					
大　分					
宮　崎					
鹿児島					
沖　縄					

資料1　都道府県の問い合わせ先一覧

都道府県	担当部署	電話	郵便番号	住所
北海道	北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理グループ	011-231-4111（内24-393）	〒060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目
青森県	青森県環境生活部自然保護課	017-722-1111（内6507）	〒030-8570	青森県青森市長島1丁目1-1
岩手県	岩手県環境生活部自然保護課野生生物担当	019-629-5371（内5375）	〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1
宮城県	宮城県環境生活部自然保護課野生生物保護班	022-211-2673	〒980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
秋田県	秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班	018-860-1616	〒010-8570	秋田県秋田市山王4丁目1-1
山形県	山形県環境エネルギー部みどり自然課	023-630-2208	〒990-8570	山形県山形市松波2丁目8-1
福島県	福島県生活環境部自然保護課	024-521-7210	〒960-8670	福島県福島市杉妻町2-16
茨城県	茨城県生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護G	029-301-2946	〒310-8555	茨城県水戸市笠原町978番6
栃木県	栃木県環境森林部自然環境課自然保護担当	028-623-3261	〒320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20
群馬県	群馬県環境森林部自然環境課野生動物係	027-226-2874	〒371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1
埼玉県	埼玉県環境部自然環境課	048-830-3143	〒330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県	千葉県環境生活部自然保護課鳥獣対策室	043-223-2972	〒260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1-1
東京都	東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当	03-5388-3505（内42-661）	〒163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1
神奈川県	神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課野生生物グループ	045-210-4319	〒231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1
新潟県	新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係	025-280-5152	〒950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1
富山県	富山県生活環境文化部自然保護課	076-444-3397	〒930-8501	富山県富山市新総曲輪1番7号
石川県	石川県環境部自然環境課	076-225-1477	〒920-8580	石川県金沢市鞍月1丁目1番地
福井県	福井県農林水産部農林水産振興課鳥獣対策室	0776-20-0414	〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号
山梨県	山梨県森林環境部みどり自然課	055-223-1520	〒400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1
長野県	長野県林務部野生鳥獣対策室鳥獣保護管理係	026-235-7273（内3266）	〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県	岐阜県生活環境部清流の国ぎふづくり推進課生物多様性係	058-272-1111（内2700）	〒500-8570	岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号
静岡県	静岡県くらし・環境部環境局自然保護課鳥獣捕獲管理班	054-221-3332	〒420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	愛知県環境部自然環境課	052-954-6228	〒460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
三重県	三重県農林水産部獣害対策課	059-224-2020	〒514-8570	三重県津市広明町13番地
滋賀県	滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課	077-528-3483	〒520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号
京都府	京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当	075-414-5022	〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府	大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ	06-6210-9619	〒559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎21階
兵庫県	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係	078-362-3463	〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
奈良県	奈良県農林部森林整備課鳥獣保護係	0742-27-7480	〒630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2906	〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1
鳥取県	鳥取県生活環境部公園自然課	0857-26-7872	〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220
島根県	島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室	0852-22-5160	〒690-8501	島根県松江市殿町1番地
岡山県	岡山県環境文化部自然環境課	086-226-7309	〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号
広島県	広島県環境県民局自然環境課野生生物グループ	082-513-2933	〒730-8511	広島県広島市中区基町10-52
山口県	山口県環境生活部自然保護課自然・野生生物保護班	083-933-3050	〒753-8501	山口県山口市滝町1番1号
徳島県	徳島県環境総局自然環境室	088-621-2331	〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地
香川県	香川県環境森林部みどり保全課野生生物グループ	087-832-3212	〒760-8570	香川県高松市番町4-1-10
愛媛県	愛媛県県民環境部環境局自然保護課生物多様性係	089-912-2368	〒790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4-2
高知県	高知県産業振興推進部鳥獣対策課	088–823–9039	〒780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
福岡県	福岡県環境部自然環境課	092-643-3367	〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号
佐賀県	佐賀県生産振興部生産者支援課中山間地域・鳥獣対策担当	0952-25-7113	〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1-59
長崎県	長崎県農林部農政課	095-895-2917	〒850-8570	長崎県長崎市江戸町2-13
熊本県	熊本県環境生活部環境局自然保護課野生鳥獣班	096-333-2275	〒862-8570	熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
大分県	大分県農林水産部森との共生推進室	097-506-3876	〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号
宮崎県	宮崎県環境森林部自然環境課野生動物保護管理担当	0985-26-7161	〒880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
鹿児島県	鹿児島県環境林務部自然保護課	099-286-2617	〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
沖縄県	沖縄県環境生活部自然保護課	098-866-2243	〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

（注）同一都道府県で複数の部署または地方支所等に問い合わせた場合は主要な連絡先のみを示す。

資料2

アオサギを対象とした有害鳥獣駆除に関するアンケート

1. アオサギの駆除に関し、鳥獣保護法における許認可業務について、市町村への委譲状況は次のうちどれに当てはまりますか？

☐ 全ての市町村に委譲　☐ 一部の市町村に委譲　☐ 委譲していない

※一部の市町村に委譲と答えられた場合、市町村ごとに異なる対応をされている理由をお書きください。

2. アオサギの生息状況を把握するための調査（モニタリング）を行っていますか？

☐ 行っている　☐ 行っていない

※行っていると答えられた場合、個体数や繁殖地の位置など詳細情報を示した資料をお送りいただければと思います。
※行っていないと答えられた場合、推定値（およびその根拠）があれば以下に記入してください。

繁殖期の推定つがい数 _____ 羽　冬季間の推定個体数 _____ 羽

推定繁殖地数 _____ 箇所

推定した根拠　☐ あり　（根拠となる資料名等：　　）
☐ なし

3. アオサギの保護管理を個体群レベルで行う上で科学的知見に基づく具体的な施策がありますか？

☐ ある　☐ ない

※あると答えられた場合、その具体的内容についてお書きください。

4. アオサギの駆除申請を審査する際に、申請者がそれまでに試みた防除策に対して評価するしくみ、および評価基準はありますか？

☐ ある　☐ ない

※あると答えられた場合、評価基準について具体的にお書きください。

5.　農林水産関係の被害に係るアオサギの駆除申請に際し申請者に被害額の提示を求めていますか？

☐ 求めている　　☐ 求めていない

※求めていると答えられた場合、提示される被害額は誰が査定していますか？

☐ 申請者　　☐ 行政担当者　　☐ その他（　　）

※上で選択された査定者それぞれについて、被害額の科学的、客観的な査定方法の有無をお書きください。また、科学的、客観的な査定方法がある場合は、その内容について具体的にお書きください。

6.　実施されたアオサギの駆除について、その効果を評価するしくみはありますか？

☐ ある　　☐ ない

※あると答えられた場合、その具体的内容をお書きください。

7.　人とアオサギの共生について、理念やビジョンがありますか？

☐ ある　　☐ ない

※あると答えられた場合、その具体的内容についてお書きください。

8.　アオサギの駆除や保護政策、および今回の要望やアンケートについてご意見がありましたらお聞かせください。

以上で質問は終わりです。ご回答いただいた内容は報告書の中で有意義に活用させていただきます。このたびは御協力ありがとうございました。

資料3　各市町村の鳥獣被害防止計画におけるアオサギに関する事項の抜粋

（注）計画駆除数、被害金額、被害面積、被害軽減目標等の数値項目については表2を参照。

北海道 芽室町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の現状】養殖魚への被害　駆除依頼1件
北海道 日高町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】アオサギについては、水稲・ヤマメ等の被害がある。 【被害防止対策】アオサギについては、内水面魚家が自家防衛しているが、被害が減少するに至っていない。 【捕獲等の取組内容】主に農作物の作付け時期である4月から6月の期間において、銃器による捕獲を実施する。
岩手県 藤沢町 （現一関市）	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】 アオサギは、田植え後の苗を踏みつけるなどの被害が確認されている。 【今後の取組方針】カラス、ヒヨドリ、ゴイサギ及びアオサギの鳥類は、今後においても被害が集中する春、秋に箱罠、銃器による捕獲を継続的に実施するとともに、研修機会を設け捕獲率の向上に努める。 【捕獲等の取組内容】カラス、ヒヨドリ、ゴイサギ及びアオサギは、人家密集地を除く地域において春、秋2回箱罠、銃器により捕獲する。
新潟県 十日市町	【対象鳥獣】アオサギ
新潟県 糸魚川市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】サギ類　　時期：4月から5月。地域：市内の一部地域。農作物：田植時の倒伏が多く補植で対応。 【対象鳥獣の捕獲計画】農作物や地域住民に危害を及ぼす有害な個体について、猟友会協力のもと箱わな等により捕獲する。（ただし、必要と判断される場合に限る）
富山県 滑川市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】表立った農作物被害報告は無いものの、糞害や騒音による生活環境被害が報告されている。 【被害の軽減目標】平成20年では農作物・人身被害の発生は報告されていないが、目撃・痕跡情報があることから今後被害が拡大しないよう努めていく。 【捕獲計画数等の設定の考え方】コロニー化している樹木の枝打ち等の啓発に努めるが、それでも被害が収まらない場合は、銃による捕獲を行う。 【捕獲等の取組内容】被害場所付近で銃による捕獲を実施。 【被害防止に関する取組】コロニー化している樹木の枝打ちの啓発。
富山県 射水市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の現状】平成21年度、神社内で糞害あり。 【被害の傾向】平成21年度は神社内での糞害があった。この他にも農林水産業に係る被害情報がある。 【被害の軽減目標】アオサギは、平成21年度に神社での糞害があったことから必要に応じて記載し極力最小限の被害に努める。 【対象鳥獣の捕獲計画】未然に巣を作らせない環境づくりに努める。

富山県 氷見市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】サギ類による被害は、市内全域で、稲の活着期から田干しの期間に水稲の踏み荒らし被害が発生している。 【従来講じてきた被害防止対策】銃器による捕獲を実施している。 【捕獲に関する取り組み】銃器による捕獲。 【捕獲計画数等の設定の考え方】田植え直後から田干し時期まで、水稲へ踏み荒らしが深刻なことから、適期に集中した捕獲を実施する。（捕獲実績　H19年度：2羽、H20年度：24羽、H21年度：28羽）
福井県 おおい町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】カワウ、アオサギによる漁業被害、アオサギ、カラスによる水稲被害が毎年発生している。被害はカワウとアオサギ名田庄地区で、カラスは町内全域で発生している。 【対象鳥獣】アオサギ 【近年の捕獲状況】H17年度：0羽、H18年度：20羽、H19年度：53羽。
福井県 若狭町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】5～6月に稲の苗の倒害があり、1匹が与える被害はカラスよりも大きい。またアユや養殖魚などへの食害も発生している。 【捕獲数の設定の考え方】鳥類（カラス・カワウ・アオサギ）：被害の多い5月に鳥類一斉駆除や町内パトロール、冬季にカラス檻による捕獲を行い被害軽減及び個体数調整を実施している。
福井県 小浜市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】カワウ、アオサギ：被害は市内を流れる北川・南川流域で顕著であり、鮎等の放流・遡上・産卵時期に食害が多く発生する。 【今後の取組方針】水産業被害の多くはカワウ、アオサギによるもので、中でもカワウの被害が大きいと推測される。 【捕獲実績】H17年度：0羽、H18年度：15羽、H19年度：10羽。 【捕獲等の取組内容】カワウ、アオサギについては、市内を流れる北川・南川流域にて稚アユの遡上等の状況に応じて実施していく。
福井県 敦賀市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】田植え直後にアオサギによる苗の踏み倒し被害が市内全域で発生している。 【最近の捕獲状況】その他鳥類（アオサギ、カワウ）H17年度：0羽、H18年度：8羽、H19年度：0羽。 【今後の取り組み】その他鳥獣類については、被害状況等を踏まえ捕獲を実施する。
長野県 大町市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】アオサギ・カワウによる漁業被害も発生している。
長野県 安曇野市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】ここ最近ではアオサギ・カワウ等による漁業被害も発生している。
長野県 池田町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】カワウ・サギ等による漁業被害があり、当町だけでなく周辺市町村にも及ぼしている。養殖場付近での営巣・糞害も起こっている。
長野県 小谷村	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】アオサギに関しては、川に放流している稚魚や成魚を食害されているとの報告を漁業協同組合より受けている。網を張るなどの対策をしているとのことだが、効果は薄く、魚の食害の被害は拡大している。

長野県 白馬村	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】野生鳥獣による農作物等の被害は年々増加の傾向にあり、鳥類であればカラス、アオサギによる被害（中略）が多く発生している。農作物以外の被害としては、カラスによる商店街・住宅街での糞害、アオサギによる放流魚の食害があり（後略）。
愛知県 新城市	【対象鳥獣】アオサギ
愛知県 東栄町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】カワウやアオサギによる被害として、鮎、アマゴなどへの被害が主であり、放流後の稚魚を多く捕食している。 被害区域は町内を横切る大千瀬川周辺で被害が多発している。 【被害防止対策】カワウ・アオサギなど河川へ放流した稚魚を捕食するため、捕獲以外には防止する方法がない。
愛知県 設楽町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】生息状況：町内全域、被害の発生時期：通年、被害の発生場所：町内全域の養殖池、被害地域の増減傾向：増加傾向 【今後の取組方針】進入防止網を設置する。
三重県 名張市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】市内3漁業協同組合が稚鮎等の放流を行なっているが、カワウやアオサギによる食害が問題となっている。
滋賀県 米原市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】カワウ、アオサギによる被害は、アユ、イワナ、アマゴの水産被害が顕著である。被害区域は、姉川および天野川流域である。 【捕獲実績】H18年度：28羽、H19年度：68羽。
奈良県 黒滝村	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】数年前よりカワウ・アオサギによる川魚への被害が発生し、特にアマゴの養殖場の被害は深刻化している。 【取組方針】アオサギ、カワウについては、アマゴの養殖場に侵入防止施設を設置し被害の減少に努める。 【侵入防止柵の整備計画】防除施設：約420㎡（H21年度）
奈良県 天川村	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】ここ数年カワウ・アオサギによる川魚の捕食被害が発生し、村営アマゴ種苗生産施設の被害も報告されている。1羽で一日に5～6匹の成魚を捕食し一年を通して被害がある。特にアユの捕食被害は深刻化し、漁業協同組合に多大な打撃を与えている。 【取組方針】アオサギ、カワウについては、銃器による駆除はもちろんのこと、アマゴの養殖場の生簀に侵入防止施設を設置する。また、河川においては巡視の強化に加え、防除器具（かかし・防雀テープ等）を設置する。 【侵入防止柵の整備計画】カワウ・アオサギ　防除施設：約510㎡（H21年度のみ）、防除器具：30基（H21、22、23年度） 【その他被害防止に関する取組】カワウ・アオサギ　河川においては巡視の強化に加え、防除器具（かかし・防雀テープ）を設置する。
鳥取県 鳥取市	【対象鳥獣】サギ 【被害の現状】品目：水稲

鳥取県 倉吉市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】サギ類　田植え直後に水稲の踏み付け被害がみられる。 【今後の取組方針】サギ類・カワウ　被害を拡散させないよう繁殖期には、ドライアイス・偽卵等を用いて卵の孵化を抑制して個体数調整を図る。 【捕獲等の取組内容】サギ類・カワウ　捕獲手段：銃器、実施予定時期：4～7月（繁殖期前捕獲を強化、銃器に関しては通年）新たな取り組みとして、被害を拡散させないよう繁殖期には、ドライアイス・偽卵等を用いて卵の孵化を抑制して個体数調整を図る。
鳥取県 若桜町	【対象鳥獣】サギ 【被害の傾向】田植え直後には水稲の踏荒らし等による被害が発生している。 【被害防止対策】現在のところ、有効な対処方法を見いだせない状況である。 【今後の取組方針】テグス、ネットの整備を検討。
鳥取県 八頭町	【対象鳥獣】サギ 【被害の傾向】被害の実態は把握していないが、水稲への被害が発生している。 【従来講じてきた被害防止対策】現在のところ、有効な対策を見いだせない状況である。 【今後の取組方針】テグス、ネットの整備を検討。
鳥取県 智頭町	【対象鳥獣】サギ
鳥取県 大山町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】植え直後に、水稲の踏み荒らし被害が発生している。 【従来講じてきた被害防止対策】現在のところ有効な対処法を見出せない状況である。 【今後の取組方針】テグス、ネットの整備を検討する。
鳥取県 江府町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】数年来、田植え後から7月頃までの間、水稲苗の踏み付け被害の報告がある。 【今後の取組方針】連絡協議会会員の銃器を用いた追い払い及び捕獲を行うともにテグス、ネット等を用いた進入防止策を検討する。
鳥取県 日南町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】近年、飛来による被害が発生するようになった。営巣も見られ町内で繁殖するようになり、町内全域で水稲の落水までの間での踏みつけ被害が発生している。防止テープ等の設置による被害防止対策を施し単年度では効果があったが、農道等へ舞い降り、歩行により水田侵入をするようになり被害が増大する傾向にある。
島根県 松江市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】カラス、キジバト、サギ類などの鳥類による被害は、市内全域で認められるが、春先から晩秋にかけて主に宍道湖北側の田畑で、野菜食害の他、水稲の苗の踏み倒しが多数報告されており、猟友会による有害鳥獣捕獲を行っている。
島根県 安来市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】サギ類等による水稲の苗踏み、養殖ドジョウの食害、また、カワウ、サギ類等による放流アユの食害等が報告されている。
島根県 益田市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】カワウ（サギ類含む）　高津川におけるアユの被害が主体であり、特に産卵期（10月から11月上旬）の捕食被害が甚大である。また、被害は河口付近のみならず匹見川など上流にも及んでおり、高津川漁業協同組合では、年間被害額を1千万円程度と推定している。生息数については、増加傾向にあると推定される。

島根県 隠岐の島町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】農林水産関係の被害は、定植直後の水稲に顕著に見られ、加害鳥獣としてはカラス・サギ類（チュウサギ・ダイサギ・コサギ・アオサギ）が主である。これまでも捕獲対策を実施してきたが被害の減少がみられないことから、生息状況については、カラス・サギ類ともその数が横ばいか若干の増加傾向にあると推測している。
島根県 飯南町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】水田での踏み倒や、養魚場（3箇所）での食害が発生している。生息数、被害額とも横ばいと推定している。
島根県 吉賀町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】カワウ（サギ類含む）　高津川本流等の内水面において、鮎を中心に被害が発生しており、近年飛来数が増加していると推定している。
岡山県 新見市	【対象鳥獣】アオサギ
広島県 福山市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】（被害時期：生育期　発生場所：市北部の田）　北部地域で、田植え直後の苗で被害が出ている。 【捕獲実績】H19年度：4羽。
広島県 庄原市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】サギ類・カワウ　河川にアユ、ヤマメなどの稚魚を放流しているが、カワウ・サギが飛来し放流魚を餌としており、周年で被害が増加傾向にある。また、灰塚、七塚等の保護区にある湖沼に営巣、コロニーを形成しており、フンによる樹木の枯死など環境にも被害が発生している。放流により、餌が豊富なため、カワウ等の数が増えるのではないかと推定される。 【対象鳥獣の捕獲計画】被害が増加傾向にあり、継続して捕獲を実施することとする。 【捕獲実績】H19年：161羽、H20年：153羽、H21年：255羽。
広島県 安芸高田市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の現状】山にコロニーを作り、年々増加し、被害も増加している。（被害の額の把握は、困難であるが、実態として増加傾向にあることは、明らかである。） 【被害の傾向】カワウ・サギ類　（被害時期：周年　発生場所：江の川・江の川水系）　サギ類は、八千代町勝田の山にコロニーを作り、数も年々増加し、300羽以上いるものと思われる。大食漢ではないが、他所へ飛来しないため、被害が多くなっている。三篠川においては、カワウ・サギの被害は、確認されている。水産物の被害把握は困難であるが、漁協へ許可捕獲をだして、捕獲を行っている。また、各漁協において、銃器による捕獲、ロケット花火等を使用したカワウ、サギの追い払いを実施している。 【その他捕獲に関する取組】H21年度　カワウ、サギ類については、漁協との連携を図り、従来の銃器による捕獲と、わな（付け針）による捕獲を試みる。 【対象鳥獣の捕獲計画】江の川沿いでは、銃による捕獲できる箇所が少ないため、漁協による「わな」での新しい捕獲の試みを確認しながら、進めていく。 【平成20年度実績】サギ類：4羽　※カラス、サギ、カワウについては、河川、湖畔での捕獲となり、場所によっては流されて、捕獲出来ない（実績にならない）有害鳥類もある。
広島県 東広島市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】カラス・鳥類　（被害発生地域　市内全域）（被害発生時期　春～秋（水稲刈入前））市内の広範囲にわたり、野菜、果樹への被害。

広島県 神石高原町	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】サギ類による被害は田植え時期から始まり、水稲苗を踏み倒し稲の生育に重大な影響を及ぼし、本町全域で被害が拡大している。 【捕獲実績】平成16年度以降水田被害が拡大しており、捕獲実績も増加傾向にある。 H16年度：29羽、H17年度：51羽、 H18年度：24羽 、H19年度：52羽。
広島県 安芸太田町	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】アオサギは全町に生息し、水産資源として放流されたアユ、アマゴ、マス等（3月～9月）を補色する被害が発生している。生息場所は以前は太田川沿いであったが、現在は支流の上流域まで拡大してきている。また釣り堀、養殖場での被害は年間を通じて発生している。 【捕獲実績】H17年：30羽、H18年：25羽、H19年：17羽。
山口県 山口市	【対象鳥獣】サギ類 【捕獲実績】ハト類、スズメ、ヒヨドリ、サギ類　H19年度：40羽、H20年度：23羽、H21年度：68羽。
山口県 防府市	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】サギ類（ダイサギ、コサギ等）　4月～6月にかけて田植え後の水稲の食害と苗を踏み倒す被害が発生している。また、11月下旬から12月上旬にかけて麦の若芽を食害する被害も発生している。被害区域は、大道干拓全域を中心にその周辺部に及んでいる。 【捕獲実績】サギ類（ダイサギ、コサギ）　H18年度：0羽、H19年度：5羽、H20年度：0羽。
山口県 萩市・阿武町 （合同計画）	【対象鳥獣】サギ類 【被害の傾向】カラス同様、田植えあとの水田に出没し苗に被害がある。また各河川ではアユの食害が見受けられる。
徳島県 那賀町	【対象鳥獣】 アオサギ 【被害の傾向】アオサギによる被害は、カワウと同じで夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユ・アメゴ等の川魚への被害が多くなっている。被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。 【対象鳥獣の捕獲計画】那賀町においては、近年アオサギによるアユ・アメゴ等の川魚への被害が増加している。 【捕獲実績】H16年度：4羽、H17年度：28羽、H18年度：43羽、H19年度：30羽。
福岡県 八女市	【対象鳥獣】アオサギ 【被害の傾向】コサギ、ゴイサギ、カワウ、アオサギの個体数の増加により、主たる魚種であるアユ、オイカワ、(他にコイ、フナ、ウグイ、カワムツ、カマカツ)の内水面稚魚の食害により市内矢部川流域の生態系の維持保存が困難になっている。 【従来講じてきた被害防止対策】ゴイサギ等の捕獲については、市町村を跨るため、県知事捕獲許可を受けた者が銃器による捕獲を行っている。 【今後の取組方針】ゴイサギ等の被害防止を効果的なものとするために、市町村を跨った広域での捕獲連携体制の構築の維持を図っていく。 【捕獲等の取り組み内容】ゴイサギ等の矢部川流域生態系有害鳥獣の捕獲及び手段としては、稚魚育成保護の観点から3月から4月、6月から7月、9月から10月までの30日毎の期間に年3回の銃器による捕獲を行う。

佐賀県 鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町 （合同計画）	【対象鳥獣】 ドバト等鳥類 【被害の傾向】本地域におけるドバト等鳥類による被害作物は、主に水稲と大豆である。水稲については収穫期、大豆については播種期の被害が大きい。被害は地域全体に広がっているが、主に平坦部で被害が出ている。 （注：当記述は平成23年度策定の計画によるが、平成22年度の計画も内容は同じとのこと）
佐賀県 神埼市	【対象鳥獣】 サギ（アマサギをのぞく） 【被害の傾向】平野部では、ドバトやサギによる被害が発生しており、農作物の食害のほか、ビニールハウスやマルチへのいたずら等の報告が寄せられている。 【捕獲等に関する取組】カラス類、ドバト、サギ類　地区ごとに駆除を実施するため、駆除実施日が一斉に出来ず、効果的な駆除まで至っていない。 【対象鳥獣の捕獲計画】鳥類　神埼市では、捕獲数はほぼ横ばいだが、餌の多い平野部での被害が多くなってきている。
長崎県 五島市	【対象鳥獣】サギ 【捕獲実績】H17年度：36羽、H18年度：161羽、H19年度：259羽。

お わ り に

平成26年5月、「管理」という語を法の名に加えた新たな鳥獣保護法が成立した。言うまでもなく、同法の定義する「管理」とは駆除とほぼ同義である。このことは今後の野生鳥獣管理において駆除の役割がこれまで以上に強化されることを意味している。もっとも、今回の改正はシカやイノシシなど被害のとくに深刻な一部鳥獣への対応に主眼を置いたものではある。しかし、同法がそれら一部の鳥獣だけでなくあらゆる野生鳥獣を対象とする以上、鳥獣管理において駆除のウェイトを高めていこうとする今回の姿勢が、今後、他の鳥獣への対応でも徐々に浸透していくであろうことは想像に難くない。

今回、本報告で対象としたアオサギは、一般鳥獣でありながら駆除数が際だって多いという特殊な立ち位置にある。アオサギより駆除数の多い鳥類のほとんどは個体数の多い狩猟鳥獣であり、それらの中には特別な管理計画が立てられるカワウのような特定鳥獣も含まれる。これら鳥獣や希少鳥獣、外来鳥獣については、鳥獣管理に十分な配慮が必要なことは論を俟たない。一方、これらいずれにも属さないアオサギの場合、一般鳥獣であるがゆえに最初から鳥獣管理の意識が希薄になりやすいという恨みがある。近年、野生鳥獣管理にあっては、駆除の簡易化、効率化ばかりが求められ、不要な駆除に歯止めをかけるための制度が十分に整備されてこなかった。アオサギはこうしたアンバランスな制度の弊害をまともに受けてきたといえる。今回の法改正がこの状況を助長しかねないことを深く憂慮するものである。

本報告は、アオサギを取り巻く鳥獣管理行政の現状を具体的に示すことに重点を置いたが、そこで明らかになったのは、多くの自治体が極めて不適切な鳥獣管理しか行えていないという実態である。これほどの杜撰さがなぜ看過されているか、それはひとえに相手が人ではなく物言わぬ鳥だからであろう。我々がこの事実に甘んじる限り、いくら共生などと言ったところで、所詮、言葉遊びの域を出ない。今回は、大見得を切って言えば、その物言わぬアオサギを代弁したつもりである。もっとも、彼らに言葉があればこのていどの批判では到底済まないであろう。駆除の不当性を訴えるだけでも何千頁もの分量になるはずである。それに対して我々の言い分はどうであろう。極端な場合、申請書にほんの数文字、「有害だから」と書くだけで駆除が許可されるのである。人と野生動物の共生を本気で目指すのであれば、まずはこうした我々自身の横暴を自覚することから始めるべきではないだろうか。

なお、本報告はアオサギを対象にしたものであるが、ここで指摘した問題はアオサギだけに関わるものではない。その他の一般鳥獣についても多かれ少なかれ同様の問題が当てはまるはずである。本報告書が、アオサギのみならず、一般鳥獣全体に対する行政の取り組みを問い直すきっかけとなれば幸いである。

今回の調査では、都道府県、市町村を合わせて150以上の自治体に直接電話で質問を行った。一度ならず二度三度と連絡をとらせていただいた方も多い。調査の性格上、かなり執拗な質問をせざるを得なかったが、ほとんどの方には御多忙にもかかわらず快く対応していただいた。ここに厚くお礼を申し上げる。

2014年11月吉日

松長克利

北海道アオサギ研究会

http://www.greyheron.org